

# ザ・クラブ

## 開示書及び補足文書

2026年1月

※この日本語訳はお客様のご理解のために提供されます。この内容の拘束力は、英文原本が有します。

## **ザ・クラブ 開示書ガイド**

このガイドは、すべての旧版に優先します。

特に記載がない限り、この開示書ガイドの内容は 2026 年 1 月 1 日現在正確です。

この開示書ガイドには、フロリダ州法人 HVC International Club, Inc. (以下「ザ・クラブ運営者」という。)がメンバーに提供するエクスチェンジ・メンバーシップ・プログラム(以下「ザ・クラブ」という。)に関する重要事項が記載されている。メンバーは、ザ・クラブの条件及び運営規則をよく理解するために、ザ・クラブ定款及びザ・クラブ規約を確認する必要がある。

## 1. 定義

この開示書ガイドにおいて使用される英文原本の大文字で始まるすべての用語は、この開示書ガイドに別段の定めがある場合を除き、開示書ガイドに添付される別紙 1 において与えられた意味を有する。

## 2. ザ・クラブの情報

ザ・クラブ運営者が提供する主なサービスは、メンバーが定款に定める条項、制限及び条件に従って、クラブリゾートにおける利用期間について利用権を交換し、宿泊施設の利用及び占有を予約するエクスチェンジ・メンバーシップ・プログラムの運営からなる。

ザ・クラブ運営者の主たる事務所は、6355 MetroWest Boulevard, Orlando, Florida 32835 に所在している。この文書作成時点におけるザ・クラブ運営者の役員及び取締役を構成し、ザ・クラブを運営している者は次のとおりである。

Mark Wang	Chief Executive Officer and Director
Daniel Mathewes	President and Director
Charles Corbin	Executive Vice President and Secretary and Director
Gordon Gurnik	Senior Executive Vice President
Onkar Birk	Executive Vice President
Erin Day	Executive Vice President
Derek DeSalvia	Executive Vice President
Dustin Tonkin	Executive Senior Vice President
Sarajane Bonck	Senior Vice President
Thomas Goodman	Senior Vice President
Carlos Hernandez	Senior Vice President
Kelly Lodde	Senior Vice President and Assistant Secretary
Ben Loper	Senior Vice President & Treasurer
Leigh Neiman	Senior Vice President
Rebekah Bowers	Vice President
Calder Huntington	Vice President
Brandon Lemke	Assistant Secretary

ザ・クラブ運営者は、デラウェア州法人 Hilton Grand Vacations, Inc., (以下、その子会社、その他の関連会社及び親会社を併せて「HGV」という)が完全所有している。ザ・クラブ運営者の役員及び取締役の一部は、HGV の役員及び取締役を兼務している場合がある。また、ザ・クラブ運営者の特定の役員及び取締役は、HGV のオーナーシップ権益を所有し、または HGV における権益を取得する権利を有している場合がある。HGV が開発会社及び/またはリゾート管理会社であるクラブリゾートは、下記セクション 6 のクラブリゾートリストにおいてプラス記号「+」が付記されている。本項に別段の記載がある場合を除き、ザ・クラブ運営者またはその役員も、クラブリゾートの開発会社、売主または管理事業体に対して法的権利または受益権を有しない。

### 3. ザ・クラブへの入会

買主は、対象となる権益の購入契約を締結した場合、または過去に購入したことがある場合、ザ・クラブに入会する資格を取得する。ザ・クラブ運営者は、クラブリゾートのタイムシェア権益の開発会社または売主ではない。提携リゾート、提携コレクション及びその他の提携サービスの開発会社及び協会は、当該開発会社または協会の対象となる権益の未販売在庫についてメンバーとなる資格を有する。但し、メンバーが、関連するクラブ提携契約またはリゾートがザ・クラブと提携することになるその他の契約の条件に従って、エクステンジ・プールに含めるためにメンバーの対象となる権益に関連する利用権をザ・クラブに譲渡または利用可能としない限り、いかなる個人または法人も、メンバーにポイントの年間割り当てを受ける権利を与えるメンバーシップを有しないものとする。特定のクラブ提携契約に別段の定めがない限り、ザ・クラブ運営者は、ザ・クラブへの入会を希望する適格な個人または法人に、希望するメンバーシップに応じたメンバーシップ関連文書を完成させるよう要求することができ、提携またはメンバーシップの条件に応じてザ・クラブ運営者が随時決定する初回メンバーシップ料金の支払いを要求することができる。通常、譲渡証書付きメンバーのメンバーシップに関する文書化は、定款の条件及び規定に従って提携リゾートにおけるメンバーの対象となる権益から生じる利用権をザ・クラブに譲渡することを必要とし、ザ・クラブ運営者は、その結果、定款により企図されるエクステンジ・メンバーシップ・プログラムの実施のためにかかる利用権を使用する権利を有する。対象となる権益の所有者がザ・クラブのメンバーシップを取得できるようにする利用権には、権益の最低期間はない。メンバーシップ関連文書は、メンバーと開発会社もしくは売主との対象となる権益の購入に関する契約、または他の交換会社との契約とは別個のものである。また、ザ・クラブのエクステンジ・メンバーシップ・プログラムは、適用される権利義務設定文書に従って、提携リゾートまたは提携コレクションにおける利用及び占有がその対象となる権益の所有者間で割り当てられる現地のシステムまたは手段とは別個のものである。提携リゾートまたは提携コレクションにおける利用及び占有を割り当てる現地システムは、通常、協会または協会が契約するプロバイダーによって運営される。ザ・クラブ運営者は、かかるプロバイダーとして契約することができるが、契約していない場合、適用されるクラブ提携契約またはリゾートがクラブと提携することになるその他の契約に従って、提携リゾートまたは提携コレクションにおける利用及び占有の予約をクラブのエクステンジ・メンバーシップ・プログラムと調整するために、かかる現地システムの運営者と協力する。

メンバーがザ・クラブに参加するための条件は、関連するメンバーシップ関連文書及び特定のメンバーシップのクラスに関するその他の文書において定められているものとする。ザ・クラブのメンバーシップは、提携リゾートの対象となる権益を所有するための前提条件ではなく、また適用法により要求される場合は、提携コレクションの対象となる権益を所有するための前提条件でもない。提携リゾートの対象となる権益の買主または所有者は、当該対象となる権益を購入または所有するだけで、自動的にザ・クラブのメンバーとはならないものとする。同様に、提携コレクションの対象となる権益の買主または所有者は、コレクションのメンバーシップを購入するだけで、自動的にメンバーとはならないものとする。個々の事例における参加の基準は、関連するクラブ提携契約、またはリゾートがザ・クラブと提携することになるその他の契約、及びその他の関連するメンバーシップ関連文書の条件に準拠する。メンバーシップは、クラブ年会費の適時の支払いを必要とし、さらに、定款、クラブ規約、メンバーシップ関連文書及びその他のクラブ文書の条件及び規定に準拠する。関連するメンバーシップ関連文書に別段の定めがない限り、ザ・クラブ運営者が各メンバーからクラブ年会費を受領すると、メンバーシップは対象となる各利用年度について自動的に更新される。フロリダ州で対象となる権益を購入したメンバーは、フロリダ州で購入した対象となる権益に限り、各暦年の末日にメンバーシップを終了させるか、またはメンバーシップを失効させることができる。

退会するメンバーから支払われるべきクラブ年会費及びその他の適用される手数料は、メンバーシップの退会日までに支払われなければならないが、法律により別段の要求がない限り、ザ・クラブ運営者に以前に支払われたクラブ年会費及び手数料の返金はないものとする。退会したメンバーは、メンバーシップの退会日以降、クラブの権利及び特典を享受する権利を有さず、当該退会するメンバーの対象となる権益に係る利用権も、(i)当該利用権に係る予約その他の取引により生じたザ・クラブ運営者のすべての義務が消滅した日、または(ii)退会日の翌暦年の初日のいずれか遅い日まで利用することができないものとする。退会したメンバーからの新たな予約は受け付けられない。ザ・クラブ運営者は、メンバーであった適格な者が再度メンバーになることを希望する場合、復帰手数料を請求する権利を留保する。

メンバーが特定の提携リゾートまたは提携コレクションで所有する対象となる権益における割り当てられた利用権に関するメンバーのザ・クラブへの参加は、当該提携リゾートもしくは提携コレクションまたは提携エ

クスチェンジ・プログラムとのザ・クラブの継続的な提携に依拠する。したがって、何らかの理由で提携が終了した場合、対象となる提携リゾートもしくは提携コレクション、または提携エクスチェンジ・プログラムはザ・クラブの一部ではなくなり、当該提携リゾートもしくは提携コレクション、または提携エクスチェンジ・プログラムにおける対象となる権益の買主及び所有者は、その対象となる権益に関して、提携が終了したリゾートもしくはコレクション、またはエクスチェンジにおいてポイントまたは同等の宿泊施設の割り当てを受ける資格がなくなる。同様に、何らかの理由でクラブリゾートとの提携が停止された場合、対象となるリゾートまたはコレクションはクラブの一部であることが停止され、当該リゾートまたはコレクションにおける対象となる権益の所有者は、当該停止の理由が是正され、ザ・クラブ運営者により停止が中止されるまで、当該対象となる権益についてポイントの割り当てを受ける資格がなくなる。したがって、ザ・クラブにおけるメンバーの継続的なメンバーシップは、提携リゾートまたは提携コレクションの開発会社または管理事業体の作為もしくは不作為、またはメンバーの支配の及ばないその他の要因により、終了しまたは悪影響を受ける可能性がある。合理的な場合、提携が終了したリゾート、コレクション、エクスチェンジからのまたはこれに対するメンバーの確定した予約は、提携終了日以前に行われたものであれば有効である。

ザ・クラブ運営者が定める場合を除き、ザ・クラブのメンバーシップは譲渡することができない。提携リゾート、提携コレクションまたは提携エクスチェンジにおいて対象となる権益を所有しなくなったメンバーは、メンバーであることができなくなる。メンバーが以前所有していた対象となる権益の新規所有者は、自動的にメンバーとなるのではなく、メンバーとなるために独立したメンバーシップ関連文書を締結し、ザ・クラブ運営者が定める初回メンバーシップ料金を支払わなければならない。

#### 4. クラブの手続き及び義務

ザ・クラブのメンバーシップの条件は、定款及びメンバーシップ関連文書に定められている。ザ・クラブのメンバーとして優良な状態を維持するためには、所有する対象となる権益のすべてに関して、クラブ年会費に含まれないすべての管理費とともに、適用されるすべてのクラブ年会費を完納していなければならない。交換の資格を取得し、交換を実現するための手続きならびにザ・クラブの運営に採用されるすべての条項、制限及び条件の完全かつ正確な記述は別紙 1 に、クラブ規約は別紙 2 に定められている。

ザ・クラブ運営者は、各利用年度に、メンバーがザ・クラブに提供した利用権の等級付けに応じたポイント数を各メンバーに付与するものとする。メンバーは、利用期間の予約のために、複数の物件から付与された利用権に関連してザ・クラブ運営者から割り当てられたポイントを合算することができる。但し、ホームリゾート・アドバンテージまたはホームコレクション・アドバンテージに基づく交換の予約を行う場合、メンバーは、当該ホームリゾートまたはホームコレクションにおけるメンバーの対象となる権益の利用権をザ・クラブ運営者に譲渡することにより、当該メンバーが使用できるポイントのみを使用することができる。メンバーは、1 つもしくは複数の宿泊施設の利用期間を予約するため、またはクラブ規約に従い、随時エクスチェンジ・プールの利用可能な 1 つもしくは複数のその他の提携サービスを取得するために求められる予約ポイント要件を満たすために、これらのポイントを使用することができる。

メンバーが放棄した利用権のポイントに関する等級付け及び交換を完了するために予約可能な利用期間の予約ポイントに関する等級付けは、定款及びクラブ規約に従い、シーズン、部屋サイズ、稼働率その他の要素に基づき、ザ・クラブ運営者が行う。

すべての予約は、クラブ規約に定められた手続き及び制限に従って、宿泊施設の利用期間またはその他の提携サービスについて、先着順で手配される。すべての予約申し込みは、ホームリゾート・アドバンテージ及びホームコレクション・アドバンテージの規定を含む、クラブ規約に記載された交換予約申し込みのスケジュールに従う。また、ザ・クラブ運営者は、その裁量により、特定のクラブリゾートを特定のメンバーシップのクラスにのみ提供する権利を留保する。さらに、特定のメンバーシップのクラスは、限られた数のクラブリゾートでのみ予約の申し込みを行うことができ、かかるメンバーシップの所有者は、その他の提携サービスを予約する能力も制限される場合がある。また、特定の要望を満たすことの保証はない。メンバーが交換を完了するための予約を行うまでの時間が長くなるほど、利用可能な宿泊施設の利用期間または希望するその他の提携サービスを予約する機会がメンバーの希望に沿えない可能性が高くなる。予約の可否は、宿泊施設の希望利用期間または希望するその他の提携サービスの利用可能性及びメンバーの適時の対応に左右されるため、ザ・クラブ運営者は、メンバーが常に希望する予約ができることを保証することはできない。メンバーがあまりにも長く待つ場合、事実上交換の機会がないこともあり得る。但し、ザ・クラブ運営

者は、全体としてメンバーの満足度を最大化するような方法でエクステンジ・プールの在庫を管理できるようにすることを意図している。

ザ・クラブ運営者は、開示書ガイドで提供される情報、クラブ文書の条件及びメンバーシップ関連文書の形式を変更、修正、追加、または削除する権利を有する。また、ザ・クラブ運営者は、クラブリゾートのリストにリゾート及びその他の施設を追加し、削除する権利を有する。かかるすべての変更は、作成時に有効となる。

但し、定款及びクラブ規約の修正は、ザ・クラブ運営者による通知、ニュースレターもしくは同様の通信、またはウェブサイトへの掲載によりメンバーに通知されるまでは、既存のメンバーに対して効力を生じない。

## 5. クラブ年会費及び各種手数料

各メンバーは、毎年またはその他定期的に、ザ・クラブ運営者に対してクラブ年会費を支払う必要があり、かかるクラブ年会費はクラブ料金及び物件・サービス料から構成されるものとする。また、その他料金も随時徴収されることがある。クラブ年会費は、メンバーシップのクラスによって異なる場合がある。ザ・クラブ運営者は、メンバーシップのクラスごとにクラブ年会費を決定し、その金額及び支払い条件を適宜変更することができる。ザ・クラブ運営者は、各メンバーに対し、優良な状態を維持し、エクステンジ・メンバーシップ・プログラムに参加し、クラブ規約に定める手続きに基づいて予約を申し込む権利を有するために支払わなければならないクラブ年会費の総額を通知する。

クラブ料金は、各メンバーが支払う必要があり、メンバーシップのクラスごとに定められたメンバー1名当たりの具体的な金額、及び／または基本料金に所有ポイント数に応じた金額を加えた金額として、ザ・クラブ運営者が各利用年度につき設定するものとする。クラブ料金は、ザ・クラブが効率的に運営され、各メンバーに代行サービスを提供できるよう、ザ・クラブの管理費用に充当されるものとする。

物件・サービス料は、ザ・クラブ運営者が定める範囲内で、各メンバーが支払うものとする。当該料金は、ザ・クラブ運営者が提供する代行サービスに関連する費用に充当されるものとする。ザ・クラブ運営者は、1つもしくは複数のメンバーシップのクラスのメンバーまたはクラブリゾートの特定のグループのためのザ・クラブの管理運営を簡素化するために、当該メンバーに代わって各管理費の適時支払いの一元化を引き受けることもできる。ザ・クラブ運営者が1つもしくは複数のメンバーシップのクラスまたはクラブリゾートの特定のグループのためにこのサービスの促進を引き受ける場合、物件・サービス料には、定款第 6.6 条に従って決定された管理費の当該メンバーの分担金が含まれるものとする。当該物件・サービス料には、メンバーの物件に割り当てられた1ポイントあたりの具体的な金額として決定される金額が含まれる場合がある。

各メンバーは、メンバーシップのクラス及び所有ポイント数に応じて150米ドルから2,999米ドルの範囲内のクラブ料金と、エクステンジ・プールに貢献する利用権に基づき当該メンバーに適切な物件・サービス料を支払う。

また、メンバーは、クラブ年会費の一部として「その他料金」を請求される場合がある。これらの料金は、クラブ料金または物件・サービス料に含まれない、ザ・クラブの運営に関連する費用に充当される。かかる費用は、次のものを含み、これらに限定されない。

- (a) 定款第 5.3 条において企図されるエクステンジ・プールのその他の提携サービスを提供するためにザ・クラブ運営者が負担する債務
- (b) メンバーが要請する特定の管理業務に関連して生じる費用、またはメンバーの作為もしくは不作為に起因する費用
- (c) メンバーにその他のバケーション、旅行及びレジャーの特典を提供することから生じる費用で、当該その他の特定の特典の利用者に課される個別の料金によって賄われるものではないもの

ザ・クラブ運営者は、追加の料金を設定し、すべての料金の金額及び支払い条件を適宜変更することができる。かかる料金の一部は、定款及びクラブ規約で定められているが、ザ・クラブ運営者は、かかる料金の

実施のみに限定されないものとする。

ザ・クラブへの参加は、ザ・クラブ運営者が決定する金額の初回メンバーシップ料金の支払いを条件とし、その金額は 2,999.00 米ドルまでとし、メンバーシップが開始する年度のクラブ年会費を含めるものとする。当該料金は、メンバーごとに異なり、また、新たに登録されるメンバーについては随時変更することができる。メンバーシップ料金が長期にわたって支払われる場合、ザ・クラブ運営者は、初回メンバーシップ料金が全額支払われるまで、ザ・クラブの特典の一部または全部を留保することができる。ザ・クラブ運営者は、元メンバーが再度メンバーになることを希望する場合、復帰手数料を請求することができる。

## 6. 提携リゾート

本条には、本開示書ガイドの日付現在、ザ・クラブと提携している提携リゾート及び提携コレクションの構成サイト・リゾートの名称と所在地が記載されている。クラブリゾートは変更される場合がある。

クラブ規約で定められているとおり、すべてのクラブリゾートをすべてのメンバーが利用できるわけではない。特定のメンバーシップのクラスは、限られた数のクラブリゾートでのみ予約を申し込むことができる。プレミアクラブ・コネクションメンバー、フロリダクラブ・コネクションメンバー、地中海クラブコネクションメンバー、カリフォルニアクラブ・コネクションメンバー、モナークグランドパッケージクラブ・コネクションメンバーが現在利用できるクラブリゾートは、関連するメンバーシップ関連文書または特定のメンバーシップのクラスに関するその他の文書に記載されている。

A. 提携リゾートまたは提携コレクションの構成サイト・リゾートは、占有可能な部屋数及びエクスチェンジ・メンバーシップ・プログラムへの参加資格のおおよその数に応じて、以下に掲載されている。

B. 注:2025 年 6 月 1 日更新  
※リゾートの一覧表については、英語版原本をご参照ください。

ザ・クラブ運営者は、現在報告されているメンバー数は、ザ・クラブの追加メンバーシップの販売、宿泊施設の増設、または提携関係の中止その他の理由により現在利用可能なものが利用できなくなることにより、場合に応じて増減する可能性があると予想している。ザ・クラブ運営者は、利用可能な宿泊施設に対する需要を効率的に調整することができるシステムと経験を活用してエクスチェンジ・プールを管理することを意図している。各メンバーに適用される優先順位、制限及び制約を含む予約手続きについては、クラブ規約を参照する必要がある。ザ・クラブ運営者は、定款及びクラブ規約の定めるところにより、宿泊施設の予約のない利用期間を合法的な目的のために利用する権限を有する。当該利用から生じる収益その他の利益は、ザ・クラブ運営者にのみ帰属し、いかなる場合もクラブメンバーの利益とならないものとする。

## 7. 年次報告書

次のザ・クラブに関する情報について、2024 年 12 月 31 日(以下「監査日」という。)に終了する期間について独立した監査が実施され、本開示書ガイドに別紙 3 として添付されている。

- ・ 監査日時点においてザ・クラブに登録されているメンバー数
- ・ 監査日においてザ・クラブに所属しているクラブリゾートの数
- ・ 2024 年中にザ・クラブが確定した交換の数
- ・ 2024 年中にザ・クラブに利用権を放棄したメンバーが、将来の年度において利用期間を予約する権利と引き換えにザ・クラブが交換提供義務を負う利用期間の数

- 主要運営統計書に含まれる統計は、申請された申し込みの総数をもとに計算されている。申請された申し込みには、メンバーからの書面及び口頭での申し込みが含まれる。口頭での申し込みは、メンバー確認が取られると承認される。確定した交換の割合は、ザ・クラブが旅行を確認した交換の数を申請された申し込みの総数で割って計算された。一部の州法は、適切に申請された申し込みを用いた主要運営統計書の開示を要求している。適切に申請された申し込みとは、提携リゾート、基本合意書の対象となるリゾート、または開発会社が在庫管理するリゾートでのバケーションを予約するために、クラブ規約の条件及び規定に準拠して、ポイント交換をメンバーが書面で申請するものをいう。適切に申請された交換の割合は、適切に申請された交換の数を、適切に申請されなかったものを含む、すべての申請された予約について確定した交換の数で割って計算した。2024年12月31日に終了した年度において、適切な申請方法を用いた交換の割合は98.5%であった。
- 確定した交換の割合は、報告された場合、報告された年度に適切に申請された交換リクエストの要約にすぎず、この割合は、メンバーが特定の選択または選択の範囲に確定される確率を示すものとして依拠してはならない。

## 8. その他の交換プログラム

ザ・クラブ運営者は、メンバーがクラブリゾート以外のリゾートに交換できるように、1つまたは複数の外部交換会社、マルチサイトタイムシェアプランまたはシングルサイトタイムシェアプランと追加の交換プログラムを設けることができる。クラブのメンバーとならないクラブリゾートの対象となる権益の所有者は、協会、リゾート開発会社またはザ・クラブ運営者が当該外部交換会社と締結した提携契約に基づき、当該外部交換会社の交換プログラムに登録することを妨げられない。

ザ・クラブ運営者は、その単独の裁量により、随時エクスチェンジ・プールにおいて随時その他の提携サービスを利用可能とし、第三者から当該その他の提携サービスを取得することができる。ザ・クラブ運営者は、かかるその他の提携サービスを利用可能にすることを要求されないものとするが、エクスチェンジ・プールの効率的な管理を促進するために、これを行うことができる。ザ・クラブ運営者が提供するエクスチェンジ・メンバーシップ・プログラムのみが、フロリダ州プロフェッショナルビジネス規制局の規制を受けている。

このような追加の交換特典またはその他の提携サービスは、ザ・クラブ運営者の取り決めの条件に従ってメンバーが利用することができる。このような追加の特権または特典に関連する料金は、ザ・クラブ運営者が決定するメンバーに請求されるクラブ年会費に含まれる場合がある。ザ・クラブのエクスチェンジ・メンバーシップ・プログラム以外に、ザ・クラブ運営者は追加の交換機会の提供またはその他の提携サービスの提供を行う義務を負わない。

別紙 1  
ザ・クラブ定款

## 目次

ページ

1.	定義	1
2.	ザ・クラブの運営	5
2.1	ザ・クラブ設立の確認	5
2.2	運営の開始	5
2.3	クラブ諮問委員会	5
3.	メンバーシップ	5
3.1	メンバーシップの資格	5
3.2	メンバーシップの根拠	6
3.3	メンバーシップのステータス	6
3.4	メンバーの行為	7
3.5	メンバーシップの譲渡不可	7
3.6	メンバーシップの名義	8
3.7	売却、リースまたは貸し出しのサポートの禁止	8
3.8	個人的使用	8
3.9	ザ・クラブの退会	8
3.10	メンバーシップの停止	9
3.11	ザ・クラブのメンバーシップの終了	10
4.	ポイントシステム	11
4.1	ポイントの割り当て	11
4.2	ポイントの使用	12
5.	宿泊施設及びその他の提携サービス	13
5.1	総則	13
5.2	追加のメンバーシップ及びメンバーシップのクラス	13
5.3	その他の提携サービス	13
5.4	宿泊施設の削除	13
6.	クラブ年会費及びその他の手数料	14
6.1	クラブ年会費の設定	14
6.2	クラブ料金	14
6.3	物件・サービス料	14
6.4	その他料金	14
6.5	クラブ年会費及び利息の支払い	15
6.6	管理費	15
6.7	クラブファンド	16
6.8	初回メンバーシップ料金	16
6.9	追加メンバーシップ料金	16
7.	ザ・クラブ運営者の権利及び権限	16
7.1	ポイント割り当ての評価	16
7.2	メンバーの記録	16
7.3	定款及びクラブ規約の変更	16
7.4	単独行動権	16
7.5	予約のない利用期間	17
7.6	ザ・クラブ運営者の利益	17
8.	ザ・クラブ運営者の有限責任	17
8.1	責任の制限	17
8.2	パッケージがないことに対する責任の不存在	17
8.3	外部交換会社	17
9.	不動産オーナーズ協会におけるメンバーシップ	17
9.1	協会	17
9.2	議決権行使の代理権の終了	18
10.	雑則	18
10.1	定款の解釈	18

10.2	<u>可分性</u> .....	18
10.3	<u>通知及びザ・クラブ運営者の住所</u> .....	18
10.4	<u>メンバーによる承認</u> .....	18
10.5	<u>定款の記録禁止</u> .....	18
10.6	<u>商標</u> .....	18

本定款は、フロリダ州の法人である HVC International Club, Inc. (以下「ザ・クラブ運営者」という。)及びザ・クラブを設立した会社によって、ここに記載された目的のために採用されたものである。

1. 定義 本書において使用される場合、次の括弧(「」)の用語は、次の意味を有するものとする。
  - 1.1 「宿泊施設」とは、アパート、コンドミニアム、自宅、タウンホームまたは共同住宅、キャビン、ロッジまたはホテルもしくはモーテルの部屋、またはその他の民間もしくは商用の構造物もしくは施設における物理的空間をいい、不動産に恒久的に固定されているか否かを問わず、クルーズ船、ヨットまたはその他の同様の船舶のキャビン、ハウスボートまたはモーターホームを含み、1名または複数の個人が利用または占有するために利用でき、メンバーシップ関連文書を通じてザ・クラブに提供されるものをいう。
  - 1.2 「提携管理リゾート」とは、ザ・クラブ運営者の関連会社が管理する提携リゾートをいう。
  - 1.3 「提携コレクション」とは、複数拠点タイムシェアプラン(複数サイトポイント制バケーションクラブまたは同様の事業体を含む)で、ザ・クラブ運営者が当該タイムシェアプランの対象である不動産及び/または動産がザ・クラブのプログラムに含めるのに適していると判断し、当該タイムシェアプランの開発会社、協会、管理事業体またはその他の該当する事業体がクラブ提携契約の締結によりザ・クラブと提携を締結しているものをいう。このような複数サイトタイムシェアプランの個々の構成サイトは、「クラブ提携リゾート」と指定される場合がある。
  - 1.4 「提携リゾート」とは、クラブ提携契約またはザ・クラブ運営者が承認したその他の契約もしくは取り決めに従って、随時ザ・クラブと直接的に提携するようになった、1つまたは複数の対象となる権益を有するリゾートまたはその他の施設をいい、「クラブ提携リゾート」として指定することができる。一部の提携リゾートは、HVCICのグループ会社によって運営されている。
  - 1.5 「定款」とは、ザ・クラブを設立するためにザ・クラブ運営者が公布し、クラブ規約とともにザ・クラブの条項、制限及び条件、ならびにメンバーの義務を定めたもので、ザ・クラブ運営者により適宜修正されるものをいう。
  - 1.6 「アソシエイト」とは、本メンバーが指名し、本メンバーのポイントを利用して予約を行う権限を有する個人をいう。通常は、本メンバーの近親者すなわち配偶者、パートナー、兄弟姉妹、親または子である。
  - 1.7 「協会」とは、基礎となるコンドミニアム、タウンホーム、マスター、タイムシェアまたはコミュニティ財産所有者の協会、またはその他の団体で、提携リゾートまたは提携コレクションの公式運営事業体であるものをいう。
  - 1.8 「管理費」とは、メンバーが対象となる権益を所有することにより、メンバーが協会に支払う義務を負う費用をいい、レクリエーション費、維持費、積立金、特別賦課金、従価税などを含むが、これらに限定されない。
  - 1.9 「ザ・クラブ」とは、メンバーにバケーション、旅行、交換、その他のレジャー特典を提供する予約システム及びメンバーシップ・プログラムをいい、本定款に基づいて設立されたものである。
  - 1.10 「クラブ提携契約」とは、ザ・クラブ運営者とリゾートその他の施設、複数拠点タイムシェアプラン、旅行、レジャー、バケーション関連の商品または特典の開発会社及び/または管理事業体、組合、その他の該当団体との間における1つまたは複数の書面による契約をいい、これに基づき、これらが提携リゾート、提携コレクションまたはその他の提携サービスとなり、その対象となる権益の買主及び所有者はザ・クラブへの加入資格を取得するものとする。
  - 1.11 「クラブ譲渡契約」とは、譲渡証書付きメンバーの対象となる権益に関連する利用権をザ・クラブ運営者に譲渡またはその他の方法で利用可能とし、本定款の条件及び制限の対象となり、当該

メンバーに本定款の規定に従って利用する一定のポイント数を付与する文書をいう。

- 1.12 「クラブ・ボーナスタイム」とは、空室状況及び限られた予約期間に従い、メンバーが特定のクラブリゾートで宿泊施設を割引料金で借りることができるプログラムをいう。クラブ・ボーナスタイムの予約は、2泊以上からとなる。
- 1.13 「クラブ文書」とは、ザ・クラブの利用及び運営を定める契約及びその他の文書で、本定款、クラブ規約、クラブ提携契約、メンバー運営マニュアル、及びザ・クラブの設立、運営、説明、またはザ・クラブのメンバーに宿泊施設またはその他の提携サービスを利用可能とするために随時利用されるその他の契約または文書を含むが、これらに限定されず、これらの契約及び文書は随時締結、公布及び／または修正されることがある。
- 1.14 「クラブ年会費」とは、本定款及びメンバーシップ関連文書に従って、各メンバーが優良な状態を維持するために支払う必要のある費用をいい、クラブ料金、物件・サービス料、その他料金で構成される。
- 1.15 「クラブ料金」とは、クラブ年会費のうち、本定款の第6条に記載される、すべてのメンバーが支払わなければならない料金で構成される部分をいう。
- 1.16 「クラブファンド」とは、国立銀行にあるザ・クラブ運営者のエスクローアカウントをいい、このアカウントには、本定款に従い、提携リゾートの特定のグループ及び／または提携コレクションの特定のグループについてザ・クラブ運営者が1つまたは複数のクラスのメンバーに代わってすべての管理費の一元的な一括支払いを行うことを容易にするために徴収した物件・サービス料の一部が預け入れられる。
- 1.17 「クラブメンバーシップ契約」とは、ザ・クラブ運営者が締結する文書で、対象となる権益の買主または所有者にメンバーシップを付与し、ザ・クラブにおける当該メンバーシップの条件を定めるものをいう。
- 1.18 「ザ・クラブ運営者」とは、フロリダ州の法人である HVC International Club, Inc.、またはその関連会社、それらの承継人及び譲受人をいう。
- 1.19 「クラブリゾート」とは、提携リゾート、または提携コレクションを通じて利用可能なリゾートまたはその他の施設をいう。
- 1.20 「クラブリゾート・ポートフォリオ」とは、クラブリゾートに関する情報の出版物または掲示物をいう。
- 1.21 「クラブ規約」とは、ザ・クラブ運営者が適宜変更することができる、メンバーのザ・クラブの利用に関する規約が記載されたザ・クラブ規約をいう。
- 1.22 「コレクション管理会社」とは、提携コレクションの運営に責任を負う事業体をいう。
- 1.23 「コレクションメンバー」とは、提携コレクションの対象となる権益の所有者であり、当該対象となる権益に関して個人または代理人の立場で、関連するクラブメンバーシップ契約及び当該提携コレクションのクラブ提携契約に必要なその他の文書を作成したことにより、ザ・クラブのメンバーシップ特典を受ける資格を取得することになった者をいう。
- 1.24 「権利義務設定文書」とは、特定の提携リゾートもしくは提携コレクションまたはその他の提携サービスに適用される、区分所有権設定文書、管理規約証書、信託証書または類似の法律文書で、これによりかかる提携リゾート、提携コレクションまたはその他の提携サービスに関連する対象となる権益に担保が設定され、及び／または居住もしくはタイムシェア制度もしくはその他の利用が

確立され、管理されるものをいう。

- 1.25 「譲渡証書付きメンバー」とは、提携リゾートの対象となる権益の所有者であり、当該対象となる権益に関して個人または代理人の立場で、関連するクラブメンバーシップ契約及びザ・クラブ運営者が要求するクラブメンバーシップ契約またはその他の文書を作成したことにより、ザ・クラブのメンバーシップ特典を受ける資格を取得することになった者をいう。
- 1.26 「エクステンジ・プール」とは、メンバーから申し込まれた予約による交換の完了を容易にし、その他ザ・クラブ運営者のメンバーに対する義務の履行を促進するために、ザ・クラブ運営者が蓄積し、分類し、利用可能にし、またはアクセス可能なすべての利用権及びその他の提携サービスを集約したものをいう。当該利用権及びその他の提携サービスには、メンバーシップ関連文書またはザ・クラブ運営者が認めるその他の文書に従い、ザ・クラブ運営者に譲渡され、またはその他の方法で本定款の対象となる利用権及びその他の提携サービス、ならびにこれらに付随するすべての権利及び特典を含み、これらに限定されない。
- 1.27 「外部交換会社」とは、ザ・クラブ運営者が手配したか、メンバーとかかる者との個人的な接触によるものであるかを問わず、ザ・クラブのメンバーに外部交換サービスを提供する者をいう。
- 1.28 「ゲスト証明書」とは、本メンバーまたはアソシエイトと滞在しないゲストのための宿泊施設またはその他の提携サービスの利用について、本メンバーの要請によりザ・クラブ運営者が発行する証書をいう。
- 1.29 「ホームコレクション」とは、コレクションメンバーが対象となる権益を所有する提携コレクションをいう。
- 1.30 「ホームコレクション・アドバンテージ」とは、コレクションメンバーが当該メンバーのホームコレクションにおける利用及び占有を予約することのできる優先権、選択権または特別な取決めをいう。
- 1.31 「ホームコレクションリゾート・アドバンテージ」とは、特定のコレクションメンバーが、その提携コレクションにおいて年間割り当てられる特定の利用権を行使することにより、特定のクラブリゾートにおける利用及び占有を予約することのできる優先権、選択権または特別な取決めをいう。
- 1.32 「ホームリゾート」とは、譲渡証書付きメンバーが対象となる権益を所有し、当該対象となる権益に帰属する利用権をザ・クラブ運営者に譲渡した提携リゾートをいう。
- 1.33 「ホームリゾート・アドバンテージ」とは、譲渡証書付きメンバーが当該メンバーのホームリゾートにおける利用及び占有を予約することのできる優先権、選択権または特別な取決めをいう。
- 1.34 「メンバー」とは、譲渡証書付きメンバー、コレクションメンバー及びザ・クラブ運営者が適宜定める他のすべての種類または分類のメンバーをいう。
- 1.35 「メンバー運営マニュアル」とは、ザ・クラブの運営方法を記載した詳細なマニュアルで、ザ・クラブ運営者が随時改定するものをいう。
- 1.36 「メンバーシップ関連文書」とは、クラブ譲渡契約、クラブメンバーシップ契約、クラブ提携契約、及び／または特定のメンバーシップの権利を付与または管理するその他の契約または文書をいう。
- 1.37 「その他料金」とは、本定款第 6 条に記載されたクラブ年会費のうち、メンバーが支払うことを要求される可能性のある部分で、クラブ料金及び物件・サービス料以外のものをいう。
- 1.38 「その他の提携サービス」とは、宿泊施設以外で、メンバーがポイントと引き換えに取得することが

できるものをいう。これには、旅行、レジャーまたはバケーションに関連する商品または特典が含まれるが、これらに限定されない。ザ・クラブ運営者は、特定のクラスのメンバーに対してのみ、特定のその他の提携サービスを提供することができる。また、ザ・クラブ運営者は、メンバーのみが利用可能な特定のその他の提携サービスを提供することができる。

- 1.39 「者」とは、個人、法人、パートナーシップ、信託、有限責任会社、有限責任パートナーシップ、または適用される法律で認められたその他の形態の組織をいう。
- 1.40 「ポイント」とは、メンバーの対象となる権益に基づくメンバーの予約、利用及び／またはその他の権利を数値化するためにザ・クラブ運営者が利用する記号的な通貨をいう。
- 1.41 「ポイントガイド」とは、ザ・クラブを通じて利用可能な宿泊施設またはその他の提携サービスの定期的に公表または掲載されるリストで、特に、宿泊施設の様々な利用期間の予約またはその他の提携サービスを取得するために必要なポイント数を提供するものをいう。
- 1.42 「ポイントシステム」とは、メンバーの取引力及びクラブ規約に従って当該メンバーが予約または取得できる宿泊施設及びその他の提携サービスの必要ポイント数を数値化するために、ポイントを媒介として、ザ・クラブの機能を可能にするシステムまたは仕組みをいう。
- 1.43 「本メンバー」とは、特定のメンバーシップのすべての権利を行使する権限を有する個人をいう。
- 1.44 「本メンバー利用期間」とは、利用日、利用シーズン、本メンバー利用期間として利用可能なクラブリゾートの在庫量を含むがこれらに限定されることのない、ザ・クラブ運営者がその単独の裁量により本メンバーによる利用のために指定する本メンバーの利用期間をいう。本メンバー利用期間の予約は、本メンバーのみに限定され、本メンバーではない個人に譲渡することはできない。
- 1.45 「物件・サービス料」とは、本定款第 6 条に記載されたクラブ年会費のうち、メンバーが支払うことを要求される可能性のある部分で、クラブ料金及びその他料金以外のものをいう。
- 1.46 「対象となる権益」とは、(a)提携リゾート、提携コレクション、またはその他のプログラムもしくはシステムにおける権益で、その所有者に宿泊施設の利用もしくは占有またはその両方の権利またはその他の提携サービスを取得する権利を与えるものをいう。これには、(i)適用される権利義務設定文書に従い、その不動産内の宿泊施設もしくは宿泊施設グループの 1 つを占有する権利と結びついた、不動産完全所有権、定期不動産権、もしくは不動産の他のオーナーシップ権益、(ii)賃借権または「使用権」の権益、宿泊施設もしくは宿泊施設グループの 1 つを利用もしくは占有する、もしくはその他の提携サービスを取得するその他の契約上の権利、(iii)宿泊施設もしくは宿泊施設グループの 1 つを利用もしくは占有する権利、その他の提携サービスを取得する権利を象徴する「ポイント」その他の媒体、または(iv)その他の所有権もしくは契約上の利益もしくは権利で、宿泊施設もしくは宿泊施設グループの 1 つにおける一定期間の占有を予約する根拠、もしくはその他の提携サービスを取得する根拠を所有者もしくは保有者に与えるもの、もしくは(b)本定款の規定に従い、所有者または保有者に適宜メンバーシップを与えることに関連してザ・クラブ運営者が承諾することを選択した利益が含まれるが、これらに限定されない。
- 1.47 「予約アドバンテージ」とは、メンバーが特定のクラブリゾート、特定の提携コレクション内のクラブリゾート、またその他の提携サービスにおいて利用または占有を予約できる優先権、選択権、または特別な取り決めを有するホームコレクション・アドバンテージ、ホームコレクションリゾート・アドバンテージ、ホームリゾート・アドバンテージまたはその他のメンバー特典をいう。ザ・クラブ運営者は、身体に障害のあるメンバーに対して、かかる者が利用できる宿泊施設について予約アドバンテージを付与することができる。ザ・クラブ運営者は、特定のメンバーシップのクラスに対して予約アドバンテージを付与することもできる。

- 1.48 「リゾート管理会社」とは、提携リゾートの運営に責任を負う事業体をいう。
- 1.49 「第三者」とは、メンバーでない、ザ・クラブ運営者以外の者をいい、エクステンジ・プールを通じてメンバーにその他の提携サービスを提供する者を含むが、これに限定されない。
- 1.50 「利用期間」とは、メンバーが宿泊施設を利用し、占有する権利を有する期間をいう。
- 1.51 「利用権」とは、メンバー、ザ・クラブ運営者または第三者が宿泊施設を利用、占有及び／もしくは所有する権利、またはその他の提携サービスを取得するために有する権利をいい、この権利は、各メンバーの場合、該当する場合、関連する権利(もしあれば)とともに、それぞれの提携リゾート、提携コレクションまたはその他の提携サービスの権利義務設定文書に従い、自らの対象となる権益に帰属する。
- 1.52 「利用年度」とは、メンバーシップの種類ごとにザ・クラブ運営者が定める暦年またはその他の期間であって、当該期間のクラブ年会費の支払い時に受け取る、定期的なポイントの割り当てをクラブ規約に従って使用しなければならない期間をいう。但し、メンバーがクラブ規約により認められる範囲でかかるポイントを借り入れまたはセーブしている場合はこの限りではない。利用年度として設定される期間は、メンバーシップの種類によって異なる場合がある。

## 2. ザ・クラブの運営

- 2.1 **ザ・クラブ設立の確認** ザ・クラブ運営者は、本定款により、対象となる権益の買主及び所有者に、ザ・クラブのメンバーシップ及びバケーション、旅行、交換、その他のレジャー特典を取得する機会を提供するために、ザ・クラブを設立したことを再確認する。ザ・クラブは、いかなる種類の企業、法人または団体でもない。その代わりに、ザ・クラブは、ザ・クラブ運営者が随時提供する様々な交換、予約、利用サービス及び関連する特典、ならびにザ・クラブ運営者が他のサービス提供者との追加契約により手配する追加サービスに付与されるサービス名称である。
- 2.2 **運営の開始** ザ・クラブは、本定款の規定に従って、ザ・クラブ運営者が運営、管理する。ザ・クラブ運営者は、ザ・クラブの運営に適切とみなすあらゆる行動を取る権限を明示的に有しており、これには、提携リゾート及び提携コレクションの提携、その他の提携サービスの提供者との関係締結、メンバーの入会許可、すべての交換管理システムの導入が含まれるが、これらに限定されない。ザ・クラブ運営者は、クラブリゾート、提携コレクション、その他のリゾート及び施設に対してコンピューターその他あらゆるサービスを販売し、予約及びその他の管理システムを独立した営利事業として運営する権利を留保する。
- 2.3 **クラブ諮問委員会** ザ・クラブは、ザ・クラブに関連する事項について拘束力のない助言を提供するために、ザ・クラブが選任したメンバー(ザ・クラブ運営者の意向によりその役割を果たすものとする)で構成されるクラブ諮問委員会を指名することができる。

## 3. メンバーシップ

- 3.1 **メンバーシップの資格** 買主は、ザ・クラブ運営者の関連会社、またはザ・クラブ運営者が承認または許可した開発会社から対象となる権益を購入する契約を締結するか、または過去に購入したことがあり、すべての料金及び会費を支払う事を含むがこれに限定されることのない、メンバーシップの他の要件を満たした場合にザ・クラブに入会する資格を取得する。対象となる権益のその他の所有者は、ザ・クラブ運営者の単独の裁量により、ザ・クラブのメンバーになる資格を有するとみなされる場合がある。ザ・クラブ運営者は、対象となる権益の開発会社または売主ではない。提携リゾート、提携コレクション及びその他の提携サービスの開発会社及び協会は、以下本条に定める当該開発会社または対象となる権益の協会の未販売在庫に関してもメンバーとなる資格を有する。ザ・クラブ運営者は、その他のメンバーシップの区分または分類を適宜設定し、利用することができる。但し、メンバーが、関連するクラブ提携契約またはリゾートがザ・クラブと提携することになるその他の

契約の条件に従って、エクステンジ・プールに含めるためにメンバーの対象となる権益に関連するメンバーの利用権をザ・クラブに譲渡または利用可能としない限り、いかなる個人または法人も、ポイントの定期的な割り当てを受ける資格を有しないものとする。特定のクラブ提携契約に別段の定めがない限り、ザ・クラブ運営者は、ザ・クラブへの入会を希望する適格な者に、希望するメンバーシップに応じたメンバーシップ関連文書を完成させるよう要求することができ、ザ・クラブ運営者が随時決定する初回メンバーシップ料金の支払いを要求することができる。通常、譲渡証書付きメンバーのメンバーシップに関する文書化は、本定款の条件及び規定に従って提携リゾートにおけるメンバーの対象となる権益から生じる利用権をザ・クラブに譲渡することを必要とし、ザ・クラブ運営者は、その結果、エクステンジ・プールにかかる利用権を含める権利を有する。通常、コレクションメンバーのメンバーシップの文書化は、クラブ提携契約を必要とし、このクラブ提携契約は、エクステンジ・プールに含めるために当該コレクションメンバーの対象となる権益に帰属する利用権がザ・クラブに利用可能とされる手順及び条件を設定する。メンバーは、本定款及びクラブ規約に従って運営される予約システムを通じて、ザ・クラブ運営者に譲渡またはその他の方法で利用可能とされた対象となる権益に帰属する利用権にアクセスすることができる。各メンバーは、対象となる権益に帰属する利用権がザ・クラブに譲渡または利用可能とされた時点で、対象となる権益の使用を放棄するものとする。利用権は上記の方法でエクステンジ・プールを通じて利用可能であるが、メンバーは、メンバーまたはメンバーのクラスがかかる利用権に関して予約アドバンテージを付与された期間、または購入した期間が満了するまで、かかる利用権へのアクセスを有しない。

メンバーシップ関連文書は、メンバーと開発会社または売主との対象となる権益の購入に関する契約とは別個のものである。また、ザ・クラブは、適用される権利義務設定文書に従って、提携リゾートまたは提携コレクションの利用及び占有が所有者間で割り当てられる現地のシステムまたは手段とは別個のものである。

参加提携リゾート及び参加提携コレクションの開発会社、ならびに参加提携管理リゾートの協会には、メンバーシップの特別なステータスが付与され、これは、プロモーションポイントの割り当てを含め開発会社または協会が所有する対象となる権益の一群に帰属する利用権を、メンバーの利益のためにザ・クラブが利用できるようにし、かかる利用権と引き換えに利用期間の優先的予約選択特権を認める。このような選択は、利用可能とされた利用権の価値とこのような方法で選択された利用期間との価値のバランスを合理的に確保し、メンバー全体の満足度を高めるために、ザ・クラブ運営者によって注意深く監視される。

- 3.2 **メンバーシップの根拠** メンバーがザ・クラブに参加するための条件は、関連するメンバーシップ関連文書において定められているものとする。ザ・クラブのメンバーシップは、提携リゾートの対象となる権益を所有するための前提条件ではなく、また適用法により要求される場合は、提携コレクションの対象となる権益を所有するための前提条件でもない。提携リゾートの対象となる権益の買主または所有者は、当該対象となる権益を購入または所有するだけで、自動的にザ・クラブのメンバーとはならないものとする。同様に、提携コレクションの対象となる権益の買主または所有者は、対象となる権益を購入または所有するだけで、必ずしも自動的にメンバーとはならないものとする。個々の事例における参加の基準は、関連するクラブ提携契約、またはリゾートがザ・クラブと提携することになるその他の契約、及びその他の関連するメンバーシップ関連文書の条件に準拠する。メンバーシップは、クラブ年会費の適時の支払いを必要とし、さらに、本定款、クラブ規約、メンバーシップ関連文書及びその他のクラブ文書の条件及び規定に準拠する。関連するメンバーシップ関連文書に別段の定めがない限り、ザ・クラブ運営者が各メンバーからクラブ年会費を受領すると、メンバーシップは対象となる各利用年度について自動的に更新される。

- 3.3 **メンバーシップのステータス** 譲渡証書付きメンバーは、1つまたは複数の個別の対象となる権益の利用権をザ・クラブに譲渡することができ、かかる個別の対象となる権益のそれぞれについて、利用年度ごとにポイントの割り当てを受けるものとする。当該譲渡後の各利用年度の初日をもって、当該利用権は、その暦年またはその他の期間のすべてについてザ・クラブに取消不能な形で引き渡されたものとみなされる。複数の対象となる権益の利用権を譲渡する譲渡証書付き

メンバーは、該当する場合、当該対象となる権益ごとに物件・サービス料を支払わなければならない。譲渡証書付きメンバーがザ・クラブに譲渡する対象となる権益の数に応じて、当該譲渡証書付きメンバーは、クラブ料金を従量制(例:ポイント単位)で支払う必要があり、個別の対象となる権益ごとに個別の義務として求められるメンバーシップのその他の各義務も履行しなければならない。但し、当該譲渡証書付きメンバーが定期的に受領するポイントは、交換を完了するための1つまたは複数の予約のために合算することができる。

メンバーのメンバーシップの権利は、(i)ザ・クラブが存在し、(ii)メンバーがザ・クラブ及びその提携リゾートまたは提携コレクション(場合に応じて)の両方において、すべてのメンバーシップ要件を満たし、優良な状態にあり、(iii)ザ・クラブと引き続き提携している少なくとも1つの対象となる権益を所有している場合に限り、利用できるものとする。したがって、提携リゾートまたは提携コレクションとの提携が何らかの理由で終了した場合、当該提携リゾートまたは提携コレクションでの対象となる権益に基づくメンバーシップを有するメンバーは、当該メンバーが別の提携リゾートまたは提携コレクションで他の対象となる権益を有していない限り、ザ・クラブでのメンバーシップを継続することはできなくなる。

ザ・クラブのメンバーシップは、所有する対象となる権益の所有権に含まれるとはみなされないものとする。メンバーシップは、不動産に対する権益ではなく、また、本定款に定めるメンバーシップの権利を除き、ザ・クラブに対する所有権、議決権またはその他の権利を構成するものでもないものとする。メンバーは、メンバーである間または終了時においても、ザ・クラブまたはザ・クラブ運営者の資産に対する権利を有しないものとする。法律により別段の要求がある場合を除き、初回メンバーシップ料金、その他のクラブ年会費または手数料の返金は、終了するメンバーに対しなされないものとする。譲渡証書付きメンバーのメンバーシップは、ザ・クラブの期間中、定期的に自動更新されるものとする。但し、かかる譲渡証書付きメンバーが別段の選択を行い、退会の決定をザ・クラブ運営者に書面で通知する場合はこの限りではない。コレクションメンバーのザ・クラブにおけるメンバーシップの更新は、その提携コレクションのクラブ提携契約に従うものとする。

メンバーシップ、クラブ年会費及びその他の手数料の支払い、ポイントの割り当て、及び交換を完了するための当該ポイントの使用に関して課され、請求される、または支払うべきあらゆる性質の税金は、各メンバーが負担するものとする。

- 3.4 **メンバーの行為** メンバーは、ザ・クラブ、ザ・クラブ運営者もしくは他のメンバーのために、もしくはその名義で契約する権限、またはザ・クラブ、ザ・クラブ運営者もしくは他のメンバーをいかなる形でも拘束する権限を有しないものとする。
- 3.5 **メンバーシップの譲渡不可** 関連するメンバーシップ関連文書に別段の定めがない限り、ザ・クラブのメンバーシップはメンバーの一身専属的なものとし、譲渡または移転と称するものが当該メンバーの対象となる権益の権利継承人に対するものであるかどうかにかかわらず、自発的または非自発的に譲渡または移転することはできない。提携リゾートまたは提携コレクションにおいて対象となる権益を所有しなくなったメンバーは、メンバーでなくなる。既存の予約はキャンセルされる。ザ・クラブ運営者は、譲渡人/移転人であるメンバーについて認められていたであろうメンバーシップの権利について、自発的な譲受人または被移転人を認めないものとする。従前本定款の適用を受けていた対象となる権益の新たな所有者は、自動的にメンバーとなるのではなく、ザ・クラブ運営者の承認を受けなければならない。また、独立したメンバーシップ関連文書を締結し、ザ・クラブ運営者が定める初回メンバーシップ料金を支払う要件を含め、ザ・クラブ運営者が随時定めるその他の資格要件を満たさなければならない。この譲渡不可の規則に対する規定の例外は、ザ・クラブ運営者が個別的に設定することができ、ザ・クラブ運営者は、例外が実施される各場合に関して事務手数料を請求することができる。

上記にかかわらず、ザ・クラブ運営者は、通常、遺贈、遺留分継承または現地におけるそれに準ずるものに従って、メンバーの死亡後、メンバーの直系家族(配偶者、パートナー、兄弟姉妹、親、子

など)または基礎となる対象となる権益の譲受人へのメンバーシップの譲渡を認めている。死亡したメンバーの人格代表者、または遺贈による利益承継者もしくは遺留分継承者は、メンバーの死亡後速やかにザ・クラブ運営者に通知し、対象となる権益の処分についてザ・クラブ運営者が満足する文書を提供するものとする。

- 3.6 **メンバーシップの名義** 各メンバーシップについて、本条に定める場合を除き、個人であり、すべてのメンバーシップの権利を行使する権利を有する本メンバーは1名のみとする。ザ・クラブ運営者は、その単独の裁量により、複数の対象となる権益の買主がこれらの対象となる権益を1つのメンバーシップに統合することを許可できる。1名の個人が複数の対象となる権益に関して本メンバーとなることができる。各メンバーシップの本メンバーは、各メンバーシップ関連文書において特定されるものとする。

対象となる権益の所有権が複数の個人によって、または法人、パートナーシップ、有限責任会社、信託などのその他の法的形態で保有されている場合、当該所有者は、当該対象となる権益に関するメンバーシップの権利を行使する本メンバーとして1名の個人を特定しなければならない。本メンバーは、当初、メンバーシップ関連文書において特定されるものとするが、その後別個の文書により変更することができる。本メンバーは、メンバーシップ関連文書、または後に別個の文書において、ザ・クラブ運営者が予約及びその他のメンバーシップの権利の行使に関連して指示を出すことができる追加の3名以下の個人の氏名を特定することができる。ザ・クラブ運営者は、メンバーシップ関連文書の作成後、当該指定の設定または変更の依頼があった場合には、その都度事務手数料を請求することができる。紛争が生じた場合、または指示が矛盾する場合は、本メンバーの指示が最終的なものとなる。

本メンバー利用期間の予約は、本メンバーのみに限定され、本メンバーではない個人に譲渡することはできない。

- 3.7 **売却、リースまたは貸し出しの支援の禁止** ザ・クラブ運営者は、メンバーの対象となる権益の売却、リース、または貸し出しに関して、メンバーをサポートする義務を負わない。
- 3.8 **個人的使用** ザ・クラブへの入会は、投資目的、金銭的利益または商用利用ではなく、個人的な利用及び楽しみを唯一の目的として行うべきである。
- 3.9 **ザ・クラブの退会** メンバーの対象となる権益は、次のいずれかの事由が発生した場合、次の適用日時時点で、ザ・クラブから退会する。

(a) 所有者の行為、法律の運用、または担保権執行もしくはその他先取特権もしくは担保権の執行によるかどうかにかかわらず、メンバーの対象となる権益の所有権が自発的または非自発的に譲渡または移転された日。但し、かかる取引がザ・クラブ運営者の採用する例外の対象となった場合はこの限りではない。

(b) メンバーが対象となる権益を有していた提携リゾートまたは提携コレクションに関するクラブ提携契約が終了した日。但し、取り決めが継続される譲渡契約が所有者とザ・クラブとの間で締結されていた場合はこの限りではない。

(c) 火災その他の災害または土地収用により、すべて該当する権利義務設定文書に基づき、提携リゾートまたは提携コレクションから1つまたは複数の宿泊施設が除外された結果、メンバーの対象となる権益を除外または終了することを提携リゾートのリゾート管理会社または提携コレクションの管理事業体が決定した日。

(d) メンバーのザ・クラブのメンバーシップの根拠となる対象となる権益の所有権を終了させる効果のある事由が発生した日。

- (e) メンバーが対象となる権益をザ・クラブから自発的に引き出した日。

ザ・クラブ運営者は、対象となる権益が引き出されたメンバーに対し、当該引出しの原因となる事由の発生または対象となる権益が引き出されたことを通知する義務を負わない。ザ・クラブからの対象となる権益の引出しは、(i)引出しの日より前に引出しが行われた対象となる権益に関連するすべての予約その他の取引、及び(ii)上記引出しの日翌年の初日より前に発生する利用期間について対象となる権益の引出しの日より後に行われた対象となる権益に関連する予約に従うものとする。

3.10 **メンバーシップの停止** 次のいずれかの事由が発生した場合、ザ・クラブ運営者は、停止事由が解消するまで、またはメンバーシップが終了するまで、当該メンバーのメンバーシップの権利を完全に停止することができるものとする。

(a) メンバーが本定款またはクラブ規約のいずれかの規定に違反した場合(本定款の規定に従ってザ・クラブ運営者が随時請求するすべてのクラブ年会費その他の手数料を適時に支払わなかった場合、及びクラブ規約に従ってメンバーの貸し出しに関する制限に違反した場合を含む。)

(b) メンバーが管理費を適時に支払わなかった場合で、かかる手数料の直接支払いが、物件・サービス料を通じて当該メンバーに代わって一元化されていない場合。

(c) メンバーが、ザ・クラブのメンバーシップの根拠となる当該メンバーの対象となる権益に関する抵当権、担保契約または購入契約債務に関する支払いを適時に行わなかった場合。

(d) メンバーの行為がザ・クラブのメンバーとしてふさわしくない行為であるとザ・クラブ運営者が判断した場合。ザ・クラブ運営者の決定は、最終的なものとする。ふさわしくない行為の例としては、犯罪行為または脅迫、暴言などが含まれるが、これらに限定されない。本第 3.10(d)条に基づく停止は、通常最低 1 年間とする。また、特定の重大な行為により、復帰の選択肢なしに、メンバーシップが終了することもある。ザ・クラブ運営者はまた、停止されたメンバーが対象となる権益を所有している提携リゾートまたは提携コレクションに対し、停止されたメンバーに適切な懲戒処分を行うよう勧めることができる。

(e) 損失もしくは災害の事象が発生した場合、または土地収用により、メンバーの対象となる権益が関係する提携リゾートまたは提携コレクションの宿泊施設が利用できなくなった場合。提携コレクションが利用できなくなった場合、ザ・クラブのメンバーシップが停止されるコレクションメンバーは、当該提携コレクションの権利義務設定文書に基づき指定された者とする。停止は、リゾート管理会社または他の適切な事業者による再建の決定が行われている間、及び再建または修繕が行われている間、有効に存続するものとする。このような状況において、占有できない宿泊施設が再度占有可能となった場合、一時的に特権が停止されていたメンバーのメンバーシップは、復帰手数料なしで復帰する。

また、ザ・クラブ運営者は、その単独の裁量により、ザ・クラブの最善の利益となると判断するその他の理由により、メンバーのメンバーシップの権利の一部または全部を停止する権利を留保する。

ザ・クラブ運営者は、法律により要求される場合を除き、メンバーシップの権利を停止されたメンバーに対し、当該停止の原因となった事由の発生またはメンバーシップが停止されたことを通知する義務を負わない。

メンバーシップの権利の完全な停止中、当該メンバーは宿泊施設の予約を行うことができず、ザ・クラブ運営者は、完全な停止が適用される利用年度について当該メンバーに割り当てられたポイントで以前に行われた確定した予約をキャンセルすることができる。かかる停止中、停止されたメンバーが所有する対象となる権益に関してザ・クラブ運営者に対して利用できるようにされた利用権は、エクステンジ・プールに留まり、ザ・クラブ運営者が利用することができる。完全停止の対象

となったメンバーは、停止の原因となった欠陥またはふさわしくない行為が完全に是正した場合に、ザ・クラブ運営者が復帰させることができる。これには、ザ・クラブ運営者及び協会に対するすべての未払い利息及び延滞料、ならびにザ・クラブ運営者が請求する復帰手数料を支払うことが含まれるが、これに限定されない。

メンバーシップの権利の一部停止中、メンバーは、一部停止が有効になっている利用年度において、停止の原因となった特定の対象となる権益から生じるポイントを割り当てられることはない。但し、かかる停止中、停止の原因となった対象となる権益に関してザ・クラブが利用できるようにされた利用権は、エクステンジ・プールに留まるものとする。ザ・クラブ運営者はまた、一部停止が発生した利用年度について、かかる一部停止を受けた対象となる権益に関して、メンバーに以前に割り当てられたポイントを使用した利用期間の確定した予約をキャンセルすることができる。

メンバーがクラブ年会費またはザ・クラブ運営者に支払うべきその他の手数料もしくは金額を支払わないことにより停止を受けた場合、支払うべき全額の一部を支払ったとしても、復帰することはない。但し、一部支払いによりメンバーから受領した資金は、ザ・クラブ運営者の決定により、またその決定がない場合は、次のように割り当てられるものとする。最初に、物件・サービス料（ザ・クラブ運営者が協会に代わってこれを徴収する場合）、次に未払いのクラブ料金、次に未払いのその他料金、次に支払利息、次に支払延滞料、さらに延滞管理費とともに支払われるべき利息、延滞料及びその他の料金、最後に復帰手数料。停止されたメンバーが、物件・サービス料を負担し、その中に管理費が含まれている場合、ザ・クラブ運営者は、メンバーから物件・サービス料全額及びその利息を徴収するまで、各協会への支払いは行わないものとする。

メンバーシップの権利の完全停止後は、復帰するか、または第 3.11 条に従い終了することになる。

### 3.11 ザ・クラブのメンバーシップの終了 次の 1 つまたは複数の事由が発生した場合、ザ・クラブのメンバーシップは、次に記載される適用日をもって自動的に終了するものとする。

(a) 対象となる権益がメンバーのザ・クラブにおける唯一のメンバーシップの根拠であった場合、本定款第 3.9 条に従い、対象となる権益がザ・クラブから退会した日。

(b) 対象となる権益がメンバーのザ・クラブにおける唯一のメンバーシップの根拠であった場合、対象となる権益の終了日。

(c) ザ・クラブの終了日。

(d) メンバーが完全停止の事由を是正することまたは是正に向けて受け入れ可能な手配をすることを怠った場合、メンバーにメンバーシップの権利の完全停止を通知する書面（この通知は、基礎となる対象となる権益の終了通知に含まれる場合がある）が郵送された日から 30 日（またはザ・クラブ運営者が定めるこれより長い期間）が経過した時点。

(e) メンバーの該当するクラブ提携契約において承認されている場合、または DRIC の単独かつ絶対的な裁量による同意が得られている場合、メンバーまたはメンバーの人格代理人がザ・クラブから自主的に退会した日。

終了するメンバーから支払われるべきクラブ年会費及びその他の手数料は、メンバーシップの終了日まで支払われなければならないが、法律により別段の要求がない限り、ザ・クラブ運営者に以前に支払われた手数料の返金が行われないものとする。終了したメンバーは、メンバーシップの終了日以降、ザ・クラブの権利及び特典を享受する権利を有さず、当該終了するメンバーの対象となる権益に係る利用権も、すべての場合、(i)当該利用権に係る予約その他の取引により発生したザ・クラブのすべての義務が消滅した日、または(ii)上記終了日の翌暦年の初日のいずれか遅い日まで利用することができないものとする。ザ・クラブ運営者は、元メンバーが再度メンバーになることを希望し、ザ・クラブ運営者が承認した場合、復帰手数料を請求することができる。

## 4. ポイントシステム

4.1 **ポイントの割り当て** ザ・クラブ運営者は、エクステンジ・メンバーシップ・プログラムの運営及び管理を円滑に行うため、ポイントという通貨ベースのシステムを利用するものとする。メンバーがザ・クラブに提供する各利用権は、メンバーが放棄した当該利用権の相対的な取引力を数値化するために、ザ・クラブ運営者により等級付けされる。また、エクステンジ・プールから予約可能な宿泊施設の様々な利用期間ならびに取得及び／または利用可能なその他の提携サービスは、各利用期間及び各その他の提携サービスの相対的な予約必要ポイント数を数値化するために、ザ・クラブ運営者により等級付けされる。対象となる権益に基づく利用権が隔年で発行されるメンバーは、毎年、但し、同一の対象となる権益に基づく年間利用権に割り当てられるポイントの約半分のレベルでポイントを受け取る。

ポイントシステムに基づき、ザ・クラブ運営者は、毎年(またはその他ザ・クラブ運営者が定める定期的)、メンバーがエクステンジ・プールへの追加のためにザ・クラブに利用権を提供した際に締結したメンバーシップ関連文書に記載の利用権の等級に応じたポイント数を各メンバーに割り当てるものとする。但し、当該利用権がその後下記のように再等級付けされた場合は、当該変更後のポイント数をメンバーに割り当てるものとする。メンバーは、1つもしくは複数の宿泊施設の利用期間を予約するため、またはクラブ規約に従い、随時利用可能な1つもしくは複数のその他の提携サービスを取得するために必要なポイントを満たすために、これらのポイントを使用することができる。

メンバーシップが終了し、またはザ・クラブから対象となる権益が払い戻された場合、ザ・クラブ運営者は、当該対象となる権益の利用権に関連するポイントが、以前のメンバーが復帰を要請した場合または当該利用権を再びザ・クラブに提供した場合でも同様に等級付けされることを保証しない。ザ・クラブ運営者による利用権の等級付けは、多数の基準により決定される。これには、当該利用権が関連する宿泊施設の場所、規模、収容人数、床面、景観、建設費及び相対的品質、リゾート及び周辺地域の設備、利用権を使用できるシーズン、許容開始日、その他ザ・クラブ運営者が適宜適切と判断する要因が含まれるが、これらに限定されない。

宿泊施設における利用期間の予約の申し込み及びその他の提携サービスの取得の申し込みに関する具体的な規則及び規定は、クラブ規約に定める。エクステンジ・プールからメンバーが利用可能な宿泊施設の利用期間及びザ・クラブを通じて利用可能なその他の提携サービスはまた、宿泊施設を予約またはその他の提携サービスを取得するためにメンバーが消費しなければならないポイントを数値化するために、ザ・クラブ運営者が定期的に等級付けするものとする。宿泊施設の利用期間の等級付けには、上記利用権の等級付けの基準に加え、滞在期間及びザ・クラブ運営者がエクステンジ・プールの在庫を管理する際に評価しなければならない需要要因が含まれる場合もある。ザ・クラブ運営者は、その他の提携サービスの等級付けにあたって、メンバーにその他の提携サービスを提供することの経済性及び状況、ならびにザ・クラブ運営者が随時適切とみなすその他の要因を考慮して、その単独の裁量により、各その他の提携サービスの予約に必要なポイント数を付与するものとする。ポイントシステムを通じて利用可能な宿泊施設及びその他の提携サービスの需要を調整するため、特定の宿泊施設またはその他の提携サービスの予約に必要なポイントが一時的に割引または増加される場合がある。

ザ・クラブ運営者は、在庫利用期間と引き換えに、様々なプログラム(一括預け入れまたは一括交換を含むがこれらに限らない。)を通じて、宿泊施設の予約のみを目的としたポイント使用を適格とする基準、及び／またはエクステンジ・プールの在庫を効果的に管理する目的で必要とみなされるその他の制限に基づいてポイントを割り当てる権利を有するが、義務は負わないものとする。

ザ・クラブ運営者は、エクステンジ・プールの効果的な管理のために特定の宿泊施設及び／またはその他の提携サービスに一時的な割引が認められることを条件に、通常であれば、ポイントで表示しメンバーに公表する等級付けを変更する必要がないよう、宿泊施設及びその他の提携サービ

スの評価及び等級付けを行うことを想定している。但し、ザ・クラブ運営者は随時、入手可能な最善の証拠を検討し、誠実に合理的な経営判断を行った上で、システムの全体的な整合性を維持するために、クラブリゾート、特定の宿泊施設、特定の利用期間、または特定のその他の提携サービスの等級付けに対する恒久的な調整が必要であると考えられる場合がある。例えば、ザ・クラブ運営者は、需要が予想需要より常に高い時間帯及び／または地域においては利用期間の必要ポイント数を増加させ、需要が予想より常に低い時間帯及び／または地域においては利用期間の必要ポイント数を減少させることにより、需要と供給のバランスを取る必要が生じる場合がある。必要ポイント数の恒久的な調整が行われる場合、ザ・クラブ運営者は、システム内の他の場所での対応する減少によって等級付けにおける全体の増加を相殺する義務を負わないものとし、その逆も同様とする。また、ザ・クラブ運営者は、アップグレード、品質向上、新設を反映し、宿泊施設及びその他の提携サービスのポイント数を増加させることができるものとする。

必要ポイント数の恒久的な再等級付けが、クラブメンバーシップ契約及びクラブ譲渡契約を個別に締結した譲渡証書付きメンバーが直接エクスチェンジ・プールに拠出した提携リゾートの利用期間に関連する場合、当該譲渡証書付きメンバーに定期的に割り当てられるポイント数は、当該譲渡証書付きメンバーが毎年ザ・クラブに譲渡する利用権の再等級付けを反映するために増減されるものとする。譲渡証書付きメンバーの年間ポイント割り当ての増減は、再等級付け後の最初の完全な利用年度に適用されるものとする。ザ・クラブ運営者は、該当する利用期間の再等級付けを決定した後、ザ・クラブ運営者が適切と考える方法で、可能な限り早急に、その変更の影響を受けるすべてのメンバーに通知するものとする。

必要ポイント数の恒久的な再等級付けが、提携コレクションがそのクラブ提携契約の条件に従ってザ・クラブに提供した、または提供する可能性のある宿泊施設の利用期間に関連する場合、かかる提携コレクションから参加する個々のコレクションメンバーに定期的に割り当てられるポイントに関する調整は、関連するクラブ提携契約の条件に準拠するものとする。ポイントの再等級付けに関する本第 4.1 条の前述の規定は、コレクション内の必要ポイント数に関する提携コレクションの運用文書のいかなる規定も修正または置換するものとはみなされない。

- 4.2 **ポイントの使用** 各利用年度について、メンバーはその利用年度に割り当てられたポイントを使用して、宿泊施設の 1 つまたは複数の利用期間の予約を申し込み、またはエクスチェンジ・プールの利用可能な 1 つまたは複数のその他の提携サービスを取得することができる。メンバーは、当該メンバーが利用年度の適用されるクラブ年会費を支払い、その他優良な状態にない限り、宿泊施設を予約またはその他の提携サービスを取得することはできない。

すべての予約は、宿泊施設の利用可能な利用期間について、先着順で埋まっていく。但し、クラブ規約に記載されている交換予約申し込みのスケジュール及びその他の手続き、ならびに予約アドバンテージまたは特定のメンバーシップのクラスに与えられるその他の特典に従うものとする。特定の利用期間または宿泊施設の申し込みは、空室状況に応じて対応される。メンバーが交換を完了するための予約の申し込みを行うまでの時間が長くなるほど、利用可能な宿泊施設の利用期間を予約する機会がメンバーの希望に沿えない可能性が高くなる。メンバーがあまりに長く待つと、事実上交換の機会がない可能性もあり得るが、ザ・クラブ運営者は、全体としてメンバーの満足度を最大化するような方法でエクスチェンジ・プールの在庫を管理できるようにすることを意図している。

様々なその他の提携サービスの利用可能性及び／または数量には限りがあるため、その他の提携サービスに対するすべての申し込みも同様に、ポイントガイドまたはザ・クラブ運営者が当該その他の提携サービスに関して配布するその他の資料に記載されている、その他の提携サービスのそれぞれに適用されるすべての規則及び条件に従って、先着順で埋まっていく。利用期間及び宿泊施設と同様に、特定のその他の提携サービスの申し込みは、空室状況に応じて対応される。

## 5. 宿泊施設及びその他の提携サービス

- 5.1 **総則** ザ・クラブ運営者は、提携リゾートとクラブ提携契約またはリゾートがクラブと提携することになるその他の契約によりザ・クラブと提携した提携コレクションを通じて利用可能なその他のリゾート及び物件のネットワークを設置している。かかるクラブリゾートは、高品質で効率的な運営水準を保証するために、ザ・クラブ運営者の関連会社が開発もしくは運営し、またはザ・クラブ運営者がザ・クラブと提携する前に審査している。ザ・クラブ運営者は、その他のリゾートまたはその他の物件が十分に高品質で効率的な運営を行っていると認められる場合、提携リゾートとして、または提携コレクションを通じて、これらと提携することができる。ザ・クラブ運営者は、特定の数のクラブリゾートと提携する義務を負わない。
- 5.2 **追加のメンバーシップ及びメンバーシップのクラス** ザ・クラブに入会できるメンバーの数には上限がなく、また、ザ・クラブ運営者は、随時、特定のメンバーの数を維持することを約束するものではない。ザ・クラブは、メンバーの数の増加を促すように運営され、それにより、エクステンジ・プールの利用可能な宿泊施設の利用期間が増加することになる。メンバーが増えることにより、利用可能な宿泊施設の利用期間が増える一方で、宿泊施設を利用しようとする人の数も増加する。ザ・クラブ運営者は、所有ポイント数及びその他のロイヤルティに基づくメンバーの特性に基づくランク化、ならびに特定のクラブリゾートのみの利用を許可する限定メンバーシップを含むがこれらに限定されない、追加の種類メンバーシップを設定することもできる。ザ・クラブ運営者は、その裁量により、特定のクラブリゾートを特定のメンバーシップのクラスにのみ提供する権利を留保する。
- 5.3 **その他の提携サービス** ザ・クラブ運営者は、その単独の裁量により、随時エクステンジ・プールにおいて随時その他の提携サービスを利用可能とし、第三者から当該その他の提携サービスを取得することができる。ザ・クラブ運営者は、かかるその他の提携サービスを利用可能にするまたは利用可能にし続けることを要求されないものとするが、エクステンジ・プールの効率的な管理を促進するために、これを行うことができる。かかるその他の提携サービスを提供するための費用は、ザ・クラブ運営者が独自の裁量で定めるところにより、クラブ年会費に含まれるか、または追加予約手数料として含めることができる。
- 5.4 **宿泊施設の削除** ザ・クラブ運営者は、次のいずれかの状況において、提携リゾートにおけるもしくは提携コレクションを通じて利用可能な1つもしくは複数の宿泊施設を脱退させることができ、または提携リゾートもしくは提携コレクションとのクラブ提携契約を停止もしくは終了することができる。
- (a) クラブリゾートの管理が、維持及び運営において十分に高い品質基準を維持することができず、その結果、メンバーの不満が一貫して生じている場合。
  - (b) 提携リゾートの一部もしくは全部、または提携コレクションの十分もしくは相当な数の宿泊施設が破壊または収用され、当該提携リゾートまたは提携コレクションがメンバーによる利用に適さなくなった場合。
  - (c) 提携リゾートにおける宿泊施設もしくは設備の一部もしくは全部、または提携コレクションの十分もしくは相当な数の宿泊施設に関する権利義務設定文書の終了またはリース権もしくは「使用権」の満了により、当該提携リゾートまたは提携コレクションがメンバーによる利用に適さなくなった場合。
  - (d) 提携、銀行預金、一括交換契約または取り決めの終了など、提携リゾートもしくはその宿泊施設、または提携コレクションの十分もしくは相当な数の宿泊施設が利用できなくなる、またはメンバーの利用に適さなくなる可能性があるその他の状況。

ザ・クラブ運営者は、宿泊施設の脱退となる事由が発生した場合、予約を取り消さざるを得ない

メンバーのために、利用可能な代替の利用期間を提供するよう商業上合理的な努力をするものとするが、特定の要望に応じるいかなる義務も、バケーション計画の変更に伴う費用または不便についてメンバーに払い戻す義務も一切負わない。ザ・クラブから脱退した宿泊施設に関連する利用権を有するメンバーは、一部または全部の利用停止の対象となり、第 3.10 条に概説する条件に従うものとする。

## 6. クラブ年会費及びその他の手数料

- 6.1 **クラブ年会費の設定** 各メンバーは、クラブ料金、物件・サービス料、及びその他料金からなるクラブ年会費を支払う必要がある。クラブ年会費は、年 1 回、またはザ・クラブ運営者がその絶対的な裁量により適切とみなすその他の時期に支払うものとする。また、一部のメンバーには、その他料金が発生する場合がある。クラブ年会費は、メンバーシップのクラスによって異なる場合がある。ザ・クラブ運営者は、メンバーシップのクラスごとにクラブ年会費を決定し、その金額及び支払い条件を適宜変更することができる。ザ・クラブ運営者は、各メンバーに対し、優良な状態を維持し、エクステンジ・メンバーシップ・プログラムに参加し、クラブ規約に定める手続きに基づいてポイントを使用するために支払わなければならないクラブ年会費の総額を通知する。
- 6.2 **クラブ料金** クラブ料金は、隔年の対象となる権益の利用権をザ・クラブに譲渡したメンバーを含む各メンバーが支払わなければならない。クラブ料金は、年 1 回、またはザ・クラブ運営者がその絶対的な裁量により適切とみなすその他の時期に支払うものとし、メンバーシップのクラスによって異なる場合がある。クラブ料金の金額は、ザ・クラブ運営者の決定するところにより毎年（または定期的に）設定されるものとし、メンバー 1 名当たりの定額ベース、所有ポイント数ベース、所有する対象となる権益ベース、これらの組み合わせ、またはザ・クラブ運営者の定めるその他の方法により請求することができる。この料金は、ザ・クラブ運営者の効率的な運営を可能にするものであり、クラブ料金が不足する場合、クラブ運営会社は追加または補足の請求書を送付する権限を有するものとする。
- 6.3 **物件・サービス料** 物件・サービス料は、各メンバーに請求することができる。当該料金は、ザ・クラブ運営者が提供する代行サービスに関連する費用に充当されるものとする。ザ・クラブ運営者は、1 つまたは複数のメンバーシップのクラスのメンバーまたは提携リゾートもしくは提携コレクションの特定のグループのためのザ・クラブの管理運営を簡素化するために、当該メンバーに代わって各管理費の適時支払いの一元化を引き受けることもできる。ザ・クラブ運営者が 1 つもしくは複数のメンバーシップのクラスまたは提携リゾート及び／もしくは提携コレクションの特定のグループのためにこのサービスの促進を引き受ける場合、物件・サービス料には、下記第 6.6 条に従って決定された管理費の当該メンバーの分担金が含まれるものとする。当該物件・サービス料には、メンバーに割り当てられた 1 ポイントあたりの具体的な金額として決定される金額が含まれる場合がある。
- 6.4 **その他料金** また、メンバーは、いつでも、個別にまたはクラブ年会費の一部として「その他料金」を請求される場合がある。これらの料金は、クラブ料金または物件・サービス料に含まれない、ザ・クラブの運営に関連する費用に充当される。かかる費用は、次のものを含むことがあるが、これらに限定されない。
- (a) 本定款第 5.3 条において企図されるエクステンジ・プールのその他の提携サービスを提供するためにザ・クラブ運営者が負担する債務。
  - (b) メンバーが要請する特定の管理業務に関連して生じる費用、またはメンバーの作為もしくは不作為に起因する費用。
  - (c) メンバーにその他のバケーション、旅行及びレジャーの特典を提供することから生

じる費用で、当該その他の特定の特典の利用者に課される個別の料金によって賄われるものではないもの。

ザ・クラブ運営者は、追加の料金を設定し、すべての料金の金額及び条件を適宜変更することができる。かかる料金の一部は、本定款及びクラブ規約で定められているが、ザ・クラブ運営者は、かかる料金の実施のみに限定されないものとする。

- 6.5 **クラブ年会費及び利息の支払い** 各メンバーは、ザ・クラブ運営者が定める期日までに、すべてのクラブ年会費を支払うものとする。必要なクラブ年会費を支払わない場合、メンバーは、(i)支払期日から支払い日まで、適用法で認められた最高年利率を超えない利率で未払い額にかかる利息を支払い、(ii)ザ・クラブ運営者が随時決定する延滞料を支払う義務を負う。クラブ年会費を適時に支払わなかったメンバーは、本定款第 3.10 条に従ってメンバーシップの権利も停止されるものとする。
- 6.6 **管理費** ザ・クラブ運営者は、提携リゾートまたは提携コレクションとのクラブ提携契約において、管理費の査定に基づき、そのリゾート管理会社または協会が各メンバーの管理費の請求書をザ・クラブ運営者に送付し、ザ・クラブ運営者が物件・サービス料の一部として徴収した資金から一括して協会に適時に支払うことを認めるよう取り決めることができる。ザ・クラブ運営者は、管理費が物件・サービス料の一部として含まれる各利用年度についてメンバーのグループまたはクラスに請求される物件・サービス料の金額を設定する際、入手可能な最善の情報及び過年度の見積りの過不足に関する知識に基づいて、管理費を見積もるものとする。

ザ・クラブ運営者は、管理費の一括支払いを容易にするために、物件・サービス料を通じてメンバーから資金を徴収することを引き受けことがあるが、ザ・クラブ運営者は、協会の徴収代理人として従事せず、またはみなされないものとする。ザ・クラブ運営者が当該メンバーの管理費の請求書を受領する前に、メンバーが適時に物件・サービス料を支払わない場合、ザ・クラブ運営者は、当該メンバーに代わって管理費を支払うことができない。ザ・クラブ運営者は、かかる不払いに関して当該メンバーに連絡し、適用されるクラブ提携契約に一致する追加措置をとることができる。但し、ザ・クラブ運営者は、メンバーから滞納管理費を徴収する義務を負わないものとする。かかる追加的な措置によっても物件・サービス料の支払いがない場合、ザ・クラブ運営者はかかる不払いを各協会に通知することができる。協会とザ・クラブ運営者の間で締結されたクラブ提携契約は、協会が、当該管理費の徴収を、資金調達のためにザ・クラブ運営者に求めるのではなく、メンバーに対して直接実施することを定めている。ザ・クラブ運営者からの通知により、協会はメンバーから滞納管理費を徴収するために、それぞれの権利義務設定文書または他の準拠文書に定められた措置を講じる権利を有する。ザ・クラブ運営者が、各協会への通知後、メンバーから物件・サービス料の支払いを受けた場合、ザ・クラブ運営者は、メンバーに代わって管理費を支払うものとする。

特定のグループまたはクラスのメンバーシップのメンバーに代わって管理費を送金することは、ザ・クラブのサービスとなるが、管理費の支払いは常に各メンバーの個人的な義務である。ザ・クラブ運営者は、管理費が査定されるのと同じ利用年度についてかかるメンバーから物件・サービス料を徴収した場合に限り、メンバーに代わって管理費を支払うものとする。ザ・クラブ運営者がメンバーから物件・サービス料を通じて管理費を徴収したにもかかわらず、当該管理費を支払わない場合、メンバーは管理費の支払義務を免れないものとする。但し、この場合、ザ・クラブ運営者は、管理費の支払いのために徴収した物件・サービス料の一部を、支払いするメンバーに返金する義務を負うものとする。ザ・クラブ運営者が管理費を支払うための資金を徴収しないメンバーについては、当該メンバーは、ザ・クラブと良好な状態を維持する条件として、引き続き管理費を直接支払う義務を負うものとする。

- 6.7 **クラブファンド** ザ・クラブ運営者は、物件・サービス料の一部として管理費を徴収する場合、ザ・クラブ運営者が各協会から請求書を受領した際に、適時に管理費を一括して支払う目的で、各メンバーの代理人としてクラブファンドと呼ばれる別アカウントにその資金を保有する。管理費を支

払う目的で集められたすべての資金は、該当する協会に支払われるまで、すべてクラブファンドに留保される。クラブファンドに預けられた資金は、各協会に支払われる適切な時期まで、ザ・クラブ運営者によって、短期の低リスクの金融商品に随時投資されることがある。得られた投資収益は、ザ・クラブ運営者が提供する管理費一元化支払いサービスに認識され、ザ・クラブ運営者の収益に含まれるものとし、クラブファンドの一部ではないものとする。

- 6.8 **初回メンバーシップ料金** ザ・クラブ運営者は、メンバーシップのクラスごとにメンバーシップ料金を設定することができ、最初にメンバーシップを申請した時点で、かかる料金を各メンバーに請求することができる。

当該料金は適宜調整され、ザ・クラブ運営者により免除されることがある。一度支払われた、または免除された当該料金は、当該メンバーがザ・クラブにおいて優良な状態及び完全なメンバーシップのステータスを維持している間、当該メンバーの当初の対象となる権益については再度請求されないものとする。初回メンバーシップ料金が長期にわたって支払われる場合、ザ・クラブ運営者は、初回メンバーシップ料金が全額支払われるまで、ザ・クラブにおけるメンバーシップに関連する特典の一部または全部を留保することができる。

- 6.9 **追加メンバーシップ料金** ザ・クラブ運営者は、メンバーが対象となる権益を追加取得した場合、追加メンバーシップ料金を請求する権利を有する。

7. **ザ・クラブ運営者の権利及び権限** ザ・クラブ運営者は、本定款の他の規定に定めるその他の権利及び権限を制限することなく、本第7条に定める権利及び権限を有するものとする。

- 7.1 **ポイント割り当ての評価** ザ・クラブ運営者は、様々な宿泊施設及びその他の提携サービスに対するメンバーの需要を定期的に評価することができ、それにより、特定の利用期間、シーズン区分、宿泊施設、またはその他の提携サービスの予約に求められる必要ポイント数の観点での再等級付けをもたらす可能性のある需要の均衡化を通じてエクステンジ・プールを管理することができる。

- 7.2 **メンバーの記録** ザ・クラブ運営者は、全メンバーの氏名、ポイントの割り当て及び割り当てられたポイントの累計数の記録を維持することができる。

- 7.3 **定款及びクラブ規約の修正** ザ・クラブ運営者は、その単独かつ絶対的な裁量により、本定款及びクラブ規約の一部または全部を随時任意に修正することができ、その修正は作成時点で有効となるものとする。但し、当該変更は、ザ・クラブ運営者による通知、ニュースレター、または同様の通信やウェブサイトへの掲載によりメンバーに通知され、その後、当該メンバーがクラブ年会費を支払うか、クラブ規約第2.2条に定める取引を要求するまで、既存のメンバーに対して効力を生じない。本定款またはクラブ規約の修正版は、ザ・クラブ運営者がその単独の裁量により状況に応じて適切と考える方法でメンバーに配布することができる。

- 7.4 **単独行動権** ザ・クラブ運営者は、ザ・クラブの運営及び管理に関して、その役員、従業員、権限を有する代理人及び代表者を通じて行動することができ、いかなる場合にも、メンバーの助言または同意を最初に得る必要はないものとする。但し、ザ・クラブ運営者は、自発的にメンバーの一部または全部の同意または助言を求めることができる。本定款、クラブ規約、その他のクラブ文書、またはその他の条件に従ったザ・クラブ運営者の行為は、メンバーの意見を得る目的でクラブ諮問委員会またはその他のグループが設立されても、一方的に、単独かつ絶対的な裁量で行われるものとする。

- 7.5 **予約のない利用期間** ザ・クラブ運営者は、利用期間の初日から45日前までに予約されていない宿泊施設の利用期間の水準及び分布を監視し、かかる予約のない利用期間の利用について、ザ・クラブ及びメンバー全体の最善の利益のためにその裁量権を行使するものとする。ザ・クラブ運営者は、当該利用期間をメンバーへの貸し出し及び外部への貸し出しに供することができ、また、ザ・

クラブ運営者は、当該利用期間を自らの目的のために利用することができる。これには、その他の提携サービス及びその他のザ・クラブ運営者のプログラムを支援するための検査、プロモーション利用、貸し出し、またはザ・クラブ運営者が決定するその他の目的が含まれるが、これらに限定されない。但し、ザ・クラブ運営者は、利用年度中の利用期間の予約に関するメンバーのニーズを満たすために、利用年度全体として、かつ当該利用年度を通じて十分な利用期間が存在する場合に限り、当該貸し出しまたは利用を許可するものとする。

- 7.6 **ザ・クラブ運営者の利益** ザ・クラブ運営者は、ザ・クラブの管理及び運営に関して利益を得る権利を有する。

## 8. ザ・クラブ運営者の有限責任

- 8.1 **責任の制限** メンバーがザ・クラブの利用により損失または損害を被った場合、ザ・クラブ、ザ・クラブ運営者またはその役員、取締役、株主、支配人、構成員、従業員のかかる損失または損害についての責任は、損失が発生した利用年度にメンバーが支払ったクラブ料金の金額を上限とする。ザ・クラブ、ザ・クラブ運営者またはその役員、取締役、株主、支配人、構成員、従業員は、いかなる場合も、特別損害、派生的損害、懲罰的損害賠償の責任を負わないものとする。法律により要求される場合、本条に含まれる制限は、身体的傷害または詐欺の結果としてメンバーが被った損失または損害には適用されない。
- 8.2 **バケーションがないことに対する責任の不存在** ザ・クラブのエクステンジ・メンバーシップ・プログラムは、宿泊施設の利用可能な利用期間については、空室がある場合は先着順、その他の提携サービスについては先着順で行われる。但し、クラブ規約に記載されている交換予約申し込みのスケジュール及びその他の手続き、ならびに予約アドバンテージまたは特定のメンバーシップのクラスに与えられるその他の特典に従うものとする。メンバーが希望する利用期間に利用可能な宿泊施設があること、またはメンバーが希望する特定のその他の提携サービスについて十分な数量または利用可能性があることは、いかなるメンバーに対しても保証されない。また、メンバーは、いかなる年度においても、対象となる権益の対象となる宿泊施設の利用期間を取り戻すことを期待しないものとする。但し、通常のクラブ規約に従って交換を完了した後に当該宿泊施設が利用可能にあった場合を除く。メンバーが交換を完了するために、宿泊施設の予約またはその他の提携サービスを取得することができなかった場合、ザ・クラブ運営者は責任を負わないものとする。本第 8.2 条は、メンバーの法的権利に影響を与えない。
- 8.3 **外部交換会社** ザ・クラブ運営者は、外部交換会社の代表者がメンバーに対して行った表明、または外部交換会社が作成しメンバーに配布した資料について、責任を負わないものとする。

## 9. 不動産オーナーズ協会におけるメンバーシップ

- 9.1 **協会** すべてのメンバーは、該当する場合、それぞれの対象となる権益を管理するすべての協会の優良な状態にあるメンバーであり続けなければならない。法律で認められている場合、メンバーは、ザ・クラブ運営者を、当該メンバーが有する協会における議決権行使の権限を有する議決権行使代理人として指名することができる。この目的上、メンバーは、当該委任の効力をさらに証明し、または継続させるために、ザ・クラブ運営者が適宜要求する同意書、指定書、委任状またはその他の文書を作成するものとする。
- 9.2 **議決権行使の代理権の終了** ザ・クラブ運営者がメンバーの議決権行使代理人に指名された場合、当該メンバーのザ・クラブのメンバーシップが終了するまでの間のみ、その立場において業務を行うものとする。

## 10. 雑則

- 10.1 **定款の解釈** ゴ・クラブ運営者は、本定款を解釈する唯一の権利及び権限を有するものとする。但し、本定款のいかなる条項も、ゴ・クラブ運営者またはメンバーが本定款の条項のいずれかを司法解釈する権利を妨げないものとする。本定款とクラブ規約の条件及び規定に矛盾がある場合は、すべての場合において本定款の条件及び規定が優先するものとする。本定款は、ネバダ州法に従って解釈されるものとする。本定款は、本定款に完全な効力を与えるような解釈を優先して、自由に解釈されるものとする。本定款の条項の執行またはその規定の解釈のために提起される訴訟は、ネバダ州クラーク郡の第 8 司法地区裁判所において専属的に提起されるものとする。ゴ・クラブまたはゴ・クラブ運営者に対してまたはこれに関わる、普通法上もしくは衡平法上の訴訟、または行政上の訴訟もしくは手続きを開始したメンバーまたはその他の者は、弁護士及びパラリーガルの費用、ならびにそれに関連して発生したすべての訴訟費用及びその他の費用を自己負担するものとする。
- 10.2 **可分性** 本定款に含まれる 1 つもしくは複数の語句、文、条または項が無効とされた場合、本定款はかかる無効な語句、文、条及び項が挿入されていなかったものとして解釈されるものとし、残りの規定はその条件に従って有効かつ完全に執行可能である。
- 10.3 **通知及びゴ・クラブ運営者の住所** 本定款及びその他のクラブ文書に基づき提供する必要のある書面通知は、ゴ・クラブ運営者の記録に最後に記載された郵便住所でメンバーに郵送されるか、電子的に当該メンバーの電子メールアドレスに送信されるか、またはゴ・クラブ運営者のウェブサイトに掲載することにより、また、次の住所、またはメンバーへの書面通知によりゴ・クラブ運営者が変更する住所に送付される。本定款に別段の定めがない限り、このように与えられたすべての通知は、場合に応じて、当該通知の郵送、電子メールまたは掲載のいずれか早い日から有効となり、かかる日はすべての目的において当該通知がなされたとみなされる日とする。
- 本定款に基づく通知のためのゴ・クラブ運営者の住所は、10600 West Charleston Blvd, Las Vegas, Nevada, 89135、またはクラブ名簿に明記されているその他の住所とする。
- 10.4 **メンバーによる承認** 各メンバーは、メンバーシップ関連文書を締結することにより、随時修正される本定款の条件及び規定を承認し、確認し、これに拘束されることに同意したものとみなされ、修正があった場合には、メンバーのその後のクラブ年会費の支払いによって、かかる承認、確認及び同意が確定的に推定されるものとする。
- 10.5 **定款の記録禁止** 本定款またはそのいかなる部分も、文書の記録を規定する郡または管轄区域の公文書に記録されないものとする。
- 10.6 **商標** Diamond Resorts International、Diamond Resorts、及びゴ・クラブは、ゴ・クラブ運営者の事前の書面による許可なしには使用できない商標である。その他のブランド名は、それぞれの所有者の商標である可能性がある。

## 別紙 2

### ザ・クラブ規約

ザ・クラブ

規約

2026年1月1日

## 目次

ページ

第1条 定義.....	1
第2条 具体的な規約.....	1
2.1 総則.....	1
2.2 ポイント.....	1
2.3 予約の手続き、優先順位及びメンバーシップタイプ.....	2
2.4 ポイントの延長.....	7
2.5 キャンセル、変更及びノーショー.....	7
2.6 クラブ年会費及び料金の支払い.....	8
2.7 メンバーの貸し出し／非商用使用.....	10
2.8 外部交換.....	10
2.9 他のプログラムによる宿泊施設の利用.....	10
第3条 宿泊施設の占有及びその他の提携サービスの利用.....	11
第4条 ゲスト証明書.....	13
第5条 雑則.....	13

# ザ・クラブ 規約

2026年1月1日発効

この規約(以下「クラブ規約」という。)は、フロリダ州法人であり、Hilton Grand Vacations Inc.の完全子会社である HVC International Club, Inc.(以下「ザ・クラブ運営者」という)が、「ザ・クラブ」として知られる予約及びメンバーシップ・プログラムの運営について定めるために採用したものである。

## 第1条

### 定義

本規約において、定義された用語は、ザ・クラブ定款(以下「定款」という)において当該用語に付された意味を有するものとする。

## 第2条

### ザ・クラブでのポイント使用に関する具体的な規約

#### 2.1 総則

2.1.1 目的 本クラブ規約は、ザ・クラブが随時提供する、またはザ・クラブを通じて提供される特典の利用について、メンバーのガイドラインを定めるものである。ザ・クラブのすべてのメンバーは、メンバーとなった時点で、本クラブ規約の条件に拘束されるものとする。

2.1.2 定款 ザ・クラブのメンバーシップは、ザ・クラブ運営者が採用した定款の規定に準拠する。

2.1.3 規約の変更 本クラブ規約は、ポイントシステムの質及び運用を改善し、現在及び将来のメンバー全体が宿泊施設及びその他の提携サービスの利用をより一層楽しめるようにすることを主な目的として、ザ・クラブ運営者がその単独の裁量により、適宜変更または修正することができる。かかるすべての変更及び追加は、作成された時点で直ちに有効となるものとする。本クラブ規約または定款の修正版は、ザ・クラブのウェブサイトに掲載するとともに、必要な範囲で、ザ・クラブ運営者がその単独の裁量により状況に応じて適切と考える方法でメンバーに配布することができる。ザ・クラブ運営者は、メンバーの要請に応じて、本クラブ規約及び定款の最新版をメンバーに提供する。

#### 2.2 ポイント

2.2.1 ポイント制システム ザ・クラブは、ポイント制システムで運営され、メンバーは、定款にさらに詳述されるとおり、ザ・クラブを通じて、利用可能な宿泊施設その他のクラブの特典及びサービスを申し込むために、割り当てられたポイントを使用することができる。

2.2.2 宿泊施設の必要ポイント数 ザ・クラブ運営者は、各クラブリゾートの詳細及びクラブリゾートの予約に必要なポイント数を記載したクラブリゾート・ポートフォリオ及びポイントガイドを定期的に発行するものとする。これらの出版物、掲示物及び資料の頻度及び内容は、ザ・クラブ運営者が適宜変更することができる。

2.2.3 メンバーへのポイントの割り当て ある利用年度のメンバーに割り当てられたポイントは、その利用年度のクラブ年会費の支払いをもって、当該メンバーが使用できるものとする。各利用年度に

メンバーが取得できるポイント数は、メンバーの対象となる権益にザ・クラブ運営者が帰属させるポイント数の合計とする。予約アドバンテージに関連するポイントの使用には、ザ・クラブ運営者が随時決定する一定の制限が適用される場合がある。

2.2.4 ポイントの利用年度における使用及び失効 本クラブ規約、定款、またはその他の提携サービスに関する条件に別段の定めがある場合を除き、メンバーが定期的に割り当てられるポイントで予約した宿泊施設の利用及び占有、またはその他の提携サービスの取得については、ポイントが割り当てられた利用年度と同じ利用年度に行われなければならない。ポイントは常に特定の利用年度に割り当てられ、メンバーが本クラブ規約に記載されたポイント延長オプションを利用することを条件に、未使用のポイントは該当する利用年度の終了時に失効する。

2.2.5 ポイントの調整 ザ・クラブ運営者は、定款に定める規定に従って、特定の利用期間、シーズン区分及びクラブリゾートの必要ポイント数を調整することができる。

## 2.3 予約の手続き、優先順位及びメンバーシップタイプ

2.3.1 予約申し込み 予約の申し込みは、先着順となっている。予約を確定できるかは、希望する利用期間及び宿泊施設、または希望するその他の提携サービスが利用可能であるかどうかによる。また、特定のメンバーの予約申し込みに応じることができる保証はない。すべての予約申し込みは、本クラブ規約及び適用される予約アドバンテージまたは特定のメンバーシップのクラスに与えられるその他の特典に定めるスケジュール及びその他の手続きに従うものとする。

メンバーは、予約の成功率を高めるために、可能な限り事前に、希望する複数の場所及び旅行日を指定して予約を申し込む必要がある。

ザ・クラブ運営者は、クラブリゾートの一部のみを利用できる限定的な種類のメンバーシップを設定している。かかる限定的な種類のメンバーシップを有するメンバーによる予約申し込みは、該当するメンバーシップ関連文書またはかかる限定的な種類のメンバーシップに関する他の文書に記載されたクラブリゾートにおいてのみ行うことができる。また、予約期間も限定される。また、クラブ運営会社は、HGV マックス特典のみ利用できるメンバーシップを設定している。

本メンバー利用期間の予約申し込みは、本メンバーのみが受け入れることができる。ゲスト証明書は、本メンバー利用期間には発行されない。

2.3.2 必要なポイント 予約は、申し込みした宿泊施設または申し込みしたその他の提携サービスの利用及び占有が発生する利用年度において、申し込みしたメンバーが利用可能な十分なポイントを有する場合にのみ確定することができる。メンバーが十分なポイントを所有していない利用年度における利用及び占有に関する予約申し込みの場合、メンバーは、予約を確定するために、本クラブ規約に基づくセービングもしくは借り入れ取引、または利用可能な場合は本クラブ規約に後述するポイントの借り入れもしくは購入のいずれかにより、希望する利用年度におけるポイントの利用可能性を創出する必要がある。

2.3.3 予約拒否 ザ・クラブ運営者は、特定の予約申し込みを確定することが、本クラブ規約の趣旨に反すると判断した場合、またはメンバー全体の最善の利益に反すると判断した場合には、当該予約申し込みの確定を拒否することができる。

2.3.4 アドバンテージメンバー ザ・クラブ運営者からホームリゾート・アドバンテージを付与されたメンバーは、ホームリゾートに関する文書で定められた条件に従ってクラブ・リザーベーションズに連絡し、当該

ホームリゾート・アドバンテージに基づきホームリゾートの交換予約を申し込むことができる。ザ・クラブ運営者は、現地の法律に対応するため、またはクラブリゾートからのメンバーのザ・クラブへの参加を可能にするために、特定の各クラブリゾートまたはクラブリゾートのグループに関して、カスタマイズされた1つまたは複数のホームリゾート・アドバンテージを採用する権利を留保する。かかるカスタマイズされたホームリゾート・アドバンテージは、予約優先期間の開始時期及び期間について異なる場合がある。

(a) 提携コレクションのメンバーまたはメンバーグループに付与されたホームコレクション・アドバンテージまたはホームコレクションリゾート・アドバンテージは、その提携コレクションに関する関連文書に定められた条件に従って運営される。したがって、1つの提携コレクションまたは1つの提携コレクション内のメンバーのグループに対して設定されたホームコレクション・アドバンテージまたはホームコレクションリゾート・アドバンテージは、同じ提携コレクションまたは異なる提携コレクション内の他の提携コレクションまたはメンバーのグループに対して設定されたホームコレクション・アドバンテージまたはホームコレクションリゾート・アドバンテージとは異なる運営を行う場合がある。ホームコレクション・アドバンテージまたはホームコレクションリゾート・アドバンテージに関する具体的な条件は、該当する提携コレクションのメンバーシップ関連文書及び/または当該提携コレクションの該当するメンバーのメンバーシップ関連文書に記載される。

(b) メンバーが、特定の利用期間においてメンバーが受けることのできる、適用されるホームリゾート・アドバンテージ、ホームコレクション・アドバンテージ、ホームコレクションリゾート・アドバンテージ、またはその他の予約アドバンテージの優先期間内にザ・クラブに連絡しなかった場合、当該メンバーは、当該予約特典に基づく優先予約の権利を失う。但し、当該メンバーは、ホームリゾートまたはクラブリゾートの希望する利用期間に優先することなく先着順で申し込むことができる。

2.3.5 10ヶ月の予約申し込み開始時期 ホームリゾート・アドバンテージ、ホームコレクション・アドバンテージ、ホームコレクションリゾート・アドバンテージ、または本クラブ規約に基づき設定されたメンバーの予約アドバンテージに基づくクラブリゾートにおける宿泊施設の利用期間の予約申し込みを除き、希望する利用期間の初日(またはザ・クラブ運営者が別途定める日)の10ヶ月前より先にクラブリゾートにおける利用期間の予約を申し込むことはできないものとする。その他の提携サービスの申し込みは、ザ・クラブ運営者が、随時メンバーに発行される特定のガイドライン及び指示に従い、受け付ける。ブルーグリーンバケーションクラブのオーナーシップ権益に帰属するポイントを所有するザ・クラブのメンバーは、ブルーグリーンバケーションクラブのプログラム条件に従い、ブルーグリーンバケーションクラブ内の宿泊施設を予約することができる。ただし、そのようなメンバーは、下記の HGV マックス特典に従う場合を除き、ザ・クラブを通じて利用可能な他のクラブリゾートの宿泊施設を予約することはできない。本規約に別段の定めがある場合でも、HGV マックス特典の対象とならないクラブメンバーは、ブルーグリーンバケーションクラブ内の宿泊施設を予約することはできない。

2.3.6 HGV マックスメンバー HGV マックス特典を受けることができるメンバーは、「HGV マックスメンバー」と呼ばれる。HGV マックスメンバーになることができる者は、HGV マックス公認販売センターからのバケーションオーナーシップ権益の購入(またはアップグレード購入)を通じて行った者とする。

HGV マックスは、リセールマーケットを通じてザ・クラブのメンバーシップ付きタイムシェア権益を取得した者は、利用することができない。ザ・クラブ運営者は、その単独の裁量により、リセールマーケットを通じてザ・クラブのメンバーシップ付きタイムシェア権益を取得した者がヒルトンブランドバケーションズを通じて新しいオーナーシップを購入し、その時点での購入の最小基準を満たす場合に限り、その者に対し、HGV マックス特

典を付与することができる。但し、そのようなリセール権益に HGV マックス特典が付与された場合であっても、その権益に付与されるポイントは、HGV マックスのステータスの判断対象とはならない。

HGV マックス特典はメンバーの一身専属的なものであり、譲渡、売却、または商用利用することはできない。HGV マックス特典は、譲渡できず、また交換や売却をすることができない。但し、直近の親族メンバーより相続または贈与によりオーナーシップを取得した者については、この限りではない。

HGV マックス特典は、資格を有することにより利用でき、資格を喪失すると直ちに利用できなくなる。所有者が、当初その所有者口座を HGV マックス特典の対象としたオーナーシップ権益を放棄、譲渡、またはその他の方法で処分した場合、資格喪失が生じる可能性がある。

2.3.7 HGV マックス特典 HGV マックス特典の対象となるメンバーまたは HGV マックス特典を付与されたメンバーは、次の追加特典を受けることができる。

(a) HGV マックス予約 HGV マックスメンバーは、希望のチェックアウト日の 7 ヶ月前までにポイントを使用して以下の予約にリクエストできる。

- i ヒルトングランドバケーションズクラブの交換プログラムにて利用可能な HGV クラブ® リゾートへの交換。HGV クラブリゾートとは、ヒルトングランドバケーションズクラブプログラムのメンバーシップがオーナーシップの条件となっているリゾートである。
- ii エクストラオーディナリー・エスケープの交換プログラムにて利用可能なエンバーク・リゾートへの交換。エンバーク・リゾートとは、エンバークコレクションのコンポーネントサイトを構成するリゾートである。
- iii ヒルトングランドバケーションズクラブ.inc との提携により開発・運営されるブルーグリーンバケーションクラブリゾートへの交換。ブルーグリーンバケーションクラブリゾートとは、ブルーグリーンバケーションクラブ(以下「BVC」)のコンポーネントサイトであるリゾートを指す。BVC のメンバーシップにて付与されるポイントを保有するメンバーは、上記 2.3.5 記載のとおり 6 ヶ月前よりブルーグリーンバケーションクラブリゾートでの宿泊を予約することができる。
- iv クラブリゾートへの交換。ザ・クラブの特定のメンバーは、上記 2.3.5 記載のとおり 6 ヶ月前よりザ・クラブリゾートを予約することができる。

最低宿泊日数はリゾートによって異なり、一部のリゾートはチェックインまたはチェックアウトの 60~90 日前まで利用できない。HGV マックスリゾート予約は、メンバー及びそのゲストのみが利用でき、交換、貸与、譲渡、売却はできない。

HGV マックス予約のキャンセルには、以下のキャンセル規定が適用される。

- ・チェックイン日の 31 日以上前のキャンセルは、すべての予約手数料が没収される。
- ・チェックイン日の 30 日~16 日前のキャンセルは、すべての予約手数料および予約に使用した通貨の 50%が没収される。
- ・チェックイン日の 15 日以内のキャンセルは、すべての予約手数料および予約に使用した通貨の 100%が没収される。

(b) ヒルトン・オナーズのメンバーシップ及び付随する交換オプション HGV マックス

メンバーは、ヒルトン・オナーズ・プログラムに登録されるものとする。アップグレードされたヒルトン・オナーズのアカウントは、メンバーのアカウントごとに1つ設定できる。

HGV マックスメンバーは、隔年で、年度の末日までに、翌年度に割り当てられるポイントの一部または全部を、その時点の比率でヒルトン・オナーズ・ポイントに手数料を支払って交換することができる。特定のHGV マックスメンバーは、ポイントでヒルトン・オナーズ・ポイントに毎年交換するオプションを有する。本規約発行時点の交換比率は、1ポイント=16ヒルトン・オナーズ・ポイントになる。例えば、5,000ポイント=80,000ヒルトン・オナーズ・ポイントになる。ブルーグリーンバケーションクラブの所有により付与されるポイントのメンバーの交換比率は、この規約発行時点で、1ポイント=11.2ヒルトン・オナーズポイントとなり、交換はメンバーの利用年度の終了前に10ポイント単位で行わなければならない。例えば、10,000ブルーグリーン・バケーション・クラブポイント=112,000ヒルトン・オナーズポイントとなる。2026年2月24日以降にHGV マックスに登録した者で、オーナーシップ権益が米国コレクション、ハワイコレクションまたはカボアズールに帰属する者は、下記の換算比率でポイントを転換できる。

メンバー	プリファード	プリファードプラス	プレミア	プレミアプラス	セントウムプラス
1ポイントから20 オナーズ・ポイント	1ポイントから20 オナーズ・ポイント	1ポイントから20 オナーズ・ポイント	1ポイントから20 オナーズ・ポイント	1ポイントから20 オナーズ・ポイント	1ポイントから20 オナーズ・ポイント

変換されたポイントは、利用年度終了後の翌月第1週にメンバーのヒルトン・オナーズ・アカウントに付与される。ポイントがヒルトン・オナーズ・ポイントに変換された時点で取引は完了となり、ヒルトン・オナーズ・ポイントに戻すことはできない。交換後、ポイントは、ヒルトン・オナーズ・プログラムの利用規約の対象となり、ヒルトン・オナーズ・ポイントを使用するすべての取引は、ヒルトン・オナーズ・リザーベーションズに連絡して行う必要がある。ヒルトン・オナーズ・プログラムの詳細については、ヒルトン・オナーズ・プログラムの利用規約を参照。

(c) ホテル割引 ヒルトン・ポートフォリオ内の参加ホテル及びリゾートの宿泊料金が割引になる。HGV マックスメンバーはチェックイン時及び滞在期間中その場に居る必要がある。空室状況次第であり、ヒルトン・オナーズメンバー向けの割引を含め、他の割引との併用はできない。

HGV マックスメンバーには、追加の特典及びサービスが随時提供される場合がある。

(d) 限定 HGV マックス特典 以下の特典は、ブルーグリーンバケーションクラブにて付与される HGV マックスメンバーを除いたすべての HGV マックスメンバーが利用できる。

i ライドシェア・クレジット プレミア・プラス以上のステータスには、特定の HGV クラブリゾートまたは提携リゾートと現地アメリカ国内空港への送迎を提供するライドシェア・クレジットを毎年利用できる。このライドシェア・クレジットは、ザ・クラブ運営者が提携した業者に限られる。このクレジットは譲渡できない。このクレジットは、現金化できない。また年内に使用されなかったクレジットは年末に消滅する。ライドシェアの利用方法及びクレジットは、ライドシェアプログラムにて規定される。

ii リゾートクレジット プレミア・プラスまたはセンタム・プラスステータスの HGV マックスメンバーは、HGV クラブ提携リゾートにてヒルトン・グランド・バケーションズが所有し運営する営業所での購入に使用できる 100 米ドルのリゾートクレジットを毎年 1 回受け取ることができる。このリゾートクレジットは、駐車料金やアップグレード手数料、税金、その他の費用には利用できない。HGV クラブメンバーアカウントに登録されたプレミア・プラスまたはセンタム・プラスメンバーがリゾートクレジットの適用を受けるには、リゾートに滞在している必要がある。リゾートクレジットは、予約された宿泊以外では使用できず、また、ゲスト証明書による宿泊には使用できない。未使用のリゾートクレジットはその年度末に失効する。リゾートクレジットの交換や払い戻しはできない。リゾートクレジットは、米ドルまたはチェックアウト時の為替レートに基づく現地通貨の相当額にて適用される。

iii オープンシーズン予約 HGV マックスメンバーは、HGV クラブ、ザ・クラブおよびエクストラ オーディナリー・エスケープ内で利用可能なリゾート宿泊施設(特定の除外施設を除く)の予約を、「オープンシーズン予約期間」と呼ばれる期間中に適用されるオープンシーズンレンタル料金を支払うことによりレンタルすることができる。オープンシーズン予約期間は、チェックアウト日の 30 日前からチェックインの前日までとする。予約の変更はできず、通常のキャンセルポリシーが適用される。通常、最低 2 泊の宿泊が必要となり、チェックイン日が制限される場合がある。オープンシーズン予約は、同一または重複する日程で異なる宿泊施設に予約することはできない。オープンシーズンレンタル料金は 1 泊あたりの料金であり、予約確認時に全額支払わなければならない。オープンシーズンのレンタル予約は、メンバーが個人的に利用する場合に限り利用できる(ゲスト証明書の利用は不可)。オープンシーズン予約には、上記 2.3.7 (a)記載の HGV マックスのキャンセル規定が適用される。

iv オープンシーズンクレジット プリファード、プリファードプラス、プレミア、プレミアプラス、センタムプラスの HGV マックスメンバーには、毎年オープンシーズンクレジットが付与され、予約時にリゾートでのオープンシーズンレンタル予約に使用できる。オープンシーズンクレジットは、付与された特定の年度に適用され、その年の 12 月 31 日までに到着する予約に利用できる。年度で付与されたオープンシーズンクレジットが使用されなかった場合は、その年度の年末に失効する。メンバーのアカウント登録および購入が 10 月 1 日から年末までになされるメンバーのオープンシーズンクレジットは翌年の 1 月 1 日から利用可能となる。未使用または一部使用のオープンシーズンクレジットについては、現金による払い戻しやその他のクレジットは発行されない。オープンシーズンクレジットの未使用分または一部使用分に対して、現金での払い戻しまたはその他のクレジットは発行されない。オープンシーズンクレジットは譲渡、払い戻し不可であり、予約時の為替レートに基づき、米ドルまたはそれに相当する現地通貨にて適用される。

v 部屋のアップグレード メンバーは、手数料を支払い、1 ユニット単位で部屋のアップグレードを予約時に申し込むことができる。手数料及びアップグレードできる宿泊日数は、ステータスのレベルによって異なる。

その他の HGV マックス規約 HGV マックス特典の内容は随時変更される場合があり、また空室状況によって影響を受ける。HGV マックス特典のステータス、サービス、規約、要件は、ザ・クラブ運営者の単独の裁量によって通知により、または通知なく、随時変更、延期または終了する場合がある。利用されていない HGV マックス特典に金銭的な価値はなく、返金はない。

HGV マックスに関する規約の解釈は、ザ・クラブ運営者の単独の裁量によりなされる。ザ・クラブ運営者は、HGV マックスプログラム規約に違反したメンバー、各種請求額を支払っていないメンバー、または不正行為や規約の適用回避をしたり詐欺・窃盗をはたらいたメンバーに対し、HGV マックスの特典を一時停止または終了する権利を有する。HGV マックスに期間の定めはない。ザ・クラブ運営者は、いつでも通知により、または通知なくこのプログラムの停止を決定することができ、HGV マックスはそのときまで存続する。

2.3.8 ザ・クラブ運営者は、エクステンジ・プールの効率的な管理に合致し、かつ各協会が容認できる範囲において、特定のクラブリゾートで 7 日未満の期間の利用期間を利用可能にすることができる。

2.3.9 複数の対象となる権益に起因する利用権をザ・クラブに譲渡または利用可能にしたメンバーは、宿泊施設の利用期間またはその他の提携サービスの予約のために、当該メンバーに定期的に割り当てられたポイントを合算することができる。メンバーは、各利用年度において当該メンバーが使用可能なポイントをすべて使用するために必要な数の予約を行うことができる。

2.3.10 取引手数料 ザ・クラブ運営者は、メンバーが行った各予約について、予約手数料、キャンセル料、ゲスト証明書手数料その他の手数料を請求することができる。

上記にかかわらず、ブルーグリーンバケーションクラブの所有権に帰属するポイントの借り入れは、ブルーグリーンバケーションクラブの規約に従うものとする。

## 2.4 ポイントの延長

2.4.1 ポイントの借り入れ メンバーは、借り入れたポイントの使用を希望する利用年度の翌利用年度から、将来割り当てられるポイントの一部または全部を借り入れることができる。メンバーが希望する利用年度に予約目的で使用できるポイントは、借り入れたポイント数だけ増加する。借り入れ取引実行後、翌利用年度にメンバーが使用できるポイント数は、借り入れたポイント数だけ減少する。

メンバーは、借り入れ取引を完了するために、借り入れるポイントに関して該当する協会が課す将来のクラブ年会費及び分担金を預け入れ、クラブ運営会社が請求する借入手数料を支払う必要がある。メンバーがポイント借り入れの意向をザ・クラブ運営者に通知した後は、その意向を取り消すことはできない。借り入れたポイントは、借り入れ取引が行われた利用年度内の予約に利用されない場合、失効する。借り入れたポイントは借り入れた年度に使用しなければならず、繰り越すことはできない。但し、ザ・クラブ運営者が特別優遇措置として付与した、失効したまたは失効するポイントに対する予約は例外とする。

2.4.2 ポイントのセービング ザ・クラブ運営者は、その単独の裁量により、ポイントのセービングに関する一連の期限及び各期限までにセーブすることができるポイントの割合とともに、ポイントをセーブする手順を公表またはウェブサイトに掲載することができる。メンバーが翌利用年度の予約に利用できるポイントは、本規約に基づきセーブして繰り越されたポイント数だけ増加する。翌利用年度に利用するために繰り越されたポイントは、その利用年度に使用しなければならず、それ以降の利用年度に繰り越されてはならない。

2.4.3 借り入れまたはセービングの停止 ザ・クラブ運営者は、システムの全体的な整合性を維持するために必要であると判断した場合には、セービングもしくは借り入れのいずれか、または両方を一時的に停止することができる。ザ・クラブ運営者は、その単独の裁量により、停止したザ・クラブの機能を再導入することが適切と判断した場合、再導入するものとする。

## 2.5 キャンセル、変更及びノーショー

2.5.1 ポイントの喪失 メンバーは、有料の予約保護プランに申し込んでいない場合、確定したクラブリゾートの予約をキャンセルすると、その予約に使用したポイントの一定割合を喪失し、また、キャンセル料が課される場合がある。以下の表は、BVC プログラムのキャンセルポリシーが適用される BVC リゾートを除く、すべてのクラブリゾートのポイント喪失を示したものである。

HGВ マックスメンバーでないメンバーの キャンセル規定		HGВ マックスメンバーの キャンセル規定	
キャンセル日	アカウントへの ポイントの返還	キャンセル日	アカウントへの ポイントの返還
利用期間の開始日または 提携サービスへのポイント 交換日として指定された日 （「開始日」）の 91～365 日 前	100%	チェックインの 31 日前ま で	100%
開始日の 61～90 日前	75%	チェックインの 30～16 日 前	50%

開始日の 14～60 日前	50%	チェックインの 15 日前	なし
開始日の 13～0 日前	なし	ブルーグリーンパッケージにて付与されたポイントによる予約についてはブルーグリーンパッケージのキャンセル規定が適用されます。	

2.5.2 予約の迂回禁止 メンバーが確定した予約をキャンセルした場合、その後、当該宿泊施設の当該利用期間または当該その他の提携サービスに関して通常の必要ポイント数の適用割引で同様の予約を最新の空室状況に応じた予約または割引されたその他の提携サービスとして再予約することはできない。この目的上、宿泊施設の同様の予約とは、メンバーがキャンセルした予約と同じ地域であり、キャンセルされた利用期間の開始日から 14 日以内に予約された利用期間が開始する予約であり、その他の提携サービスの同様の予約は、ザ・クラブ運営者によって、その合理的な裁量により、その都度決定される。メンバーが本規約に違反したことが判明した場合、予約のポイント費用を全額請求するために、同一利用年度またはその後の利用年度において、ザ・クラブ運営者がメンバーのポイントアカウントに対して遡及的に調整を行うことができる。

2.5.3 クラブ・ボーナスタイムの予約 クラブ・ボーナスタイムの予約キャンセルは、適用されるオファーに従って処理される。オファーに別段の定めがない限り、メンバーが予約の到着日の 48 時間以上前にキャンセルした場合、ペナルティは発生しない。メンバーがクラブ・ボーナスタイムの予約を到着の 48 時間前以降にキャンセルした場合、メンバーには、適用税金を含め、1 泊分の宿泊料金がペナルティとして課される。上記にかかわらず、ブルーグリーンパッケージクラブの所有に帰するボーナスタイムの予約は、ブルーグリーンパッケージクラブの規約に従うものとする。」

2.5.4 延着 リゾートの到着及び出発は、各リゾートのチェックイン・チェックアウト規約に従わなければならない。確定した予約で指定された到着日及びチェックイン時間以降にクラブリゾートにチェックインしようとするメンバーは、当該利用期間の開始前にクラブリゾートのチェックインデスクに連絡し、当該指定到着日以降に到着する旨を伝えなければならない、さもなければ予約を失うおそれがある。確定した予約で指定された日以外の日にその他の提携サービスを取得しようとするメンバーは、メンバーが当該その他の提携サービスを取得する新たな日または指定された日のいずれか早い方の前に、その提供者（確定した予約に記載）にその旨を連絡しなければならない、さもなければ予約を失うおそれがある。メンバーは、その他の提携サービスの場合、予約したその他の提携サービスの取得日を変更できない場合があることを認識する。

2.5.5 ノーショー 確定済み予約の利用期間のチェックイン予定日の夜中 12 時中までにチェックインせず、かつチェックイン予定日までにクラブリゾートに通知をしていないメンバー、または確定したその他の提携サービスを利用しなかったメンバー（または延着して第 2.3.4 条に従わなかったメンバー）は、当該利用期間またはその他の提携サービスの予約に利用したポイントの 100%を失い、場合によってはノーショー手数料が適用される場合がある。

2.5.6 ザ・クラブ運営者によるキャンセル ザ・クラブ運営者は、理由の如何を問わず、その他の提携サービスに関する予約、またはクラブリゾートでなくなった、もしくはメンバーの利用に適さなくなったクラブリゾートの宿泊施設に関する予約をキャンセルする権利を有するものとする。このような場合、ザ・クラブ運営者は、影響を受けるメンバーに可能な限り事前に通知し、適切な代替予約を提供するよう合理的な努力をする。ザ・クラブ運営者によるキャンセルが、キャンセルされた宿泊施設またはその他の提携サービスが利用または取得される予定であったものと同じ利用年度に行われた場合、影響を受けるメンバーは、キャンセルされた予約に起因するポイントを再発行させるものとし、当該メンバーは再発行したポイントを、ポイントを繰り越す時期にかかわらず、翌利用年度に使用するためにセーブすることができる。但し、ザ・クラブ運営者は、災害、政府による収用、天災、天変地異、その他その支配を超える事由により居住不能または利用不能となった宿泊

施設の利用期間またはその他の提携サービスについて、メンバーに対して予約を確定していた場合、当該メンバーに対し、その利用年度の代替予約を提供する義務を負わないものとし、当該メンバーはザ・クラブ及びザ・クラブ運営者に対する一切の請求を放棄する。但し、ザ・クラブ運営者は、同一利用年度または翌利用年度の代替予約の確定に合理的な努力をするものとする。このような状況において利用可能な宿泊施設及び／またはその他の提携サービスは、制限または制約される場合がある。

## 2.6 クラブ年会費及び料金の支払い

2.6.1 年払い クラブ年会費は、年1回またはザ・クラブ運営者が決定する時期に支払うものとし、メンバーは、利用年度の予約を申し込みできるようにするために当該利用年度に所有するすべての対象となる権益について、クラブ年会費に含まれないすべての管理費とともに全額を支払わなければならない。クラブ年会費はクラブ運営者が指定する通貨で支払うものとする。他の通貨で支払いがなされる場合、当該通貨がクラブ運営者によって受け入れられる場合に限り、為替レートはクラブ運営者が決定する。

2.6.2 将来の利用に必要な前払い メンバーが適切な予約期間内に予約を申し込んだにもかかわらず、予約された利用期間中の宿泊施設の利用及び占有、または申し込まれたその他の提携サービスの取得日が翌利用年度になる場合、ザ・クラブ運営者は、予約を確定する前に、当該翌利用年度のクラブ年会費の見積額の支払いを要求することができる。ザ・クラブ運営者は、その後の利用年度のクラブ年会費の見積額を決定する。

メンバーは、直前の利用年度における使用のためにいずれかの利用年度からポイントを借り入れるためには、ポイントを借り入れる利用年度のクラブ年会費の見積額の全部または一部を支払う必要がある。クラブ年会費の見積額及び支払われる部分の金額は、ザ・クラブ運営者が決定する。

メンバーに請求されたクラブ年会費の見積額が、ザ・クラブ運営者が公表した実際のクラブ年会費より低い場合、メンバーは、メンバーとして優良な状態を維持し続けるために、その差額を支払期日から30日以内に支払うものとする。メンバーに請求されたクラブ年会費の見積額が、ザ・クラブ運営者が公表した実際のクラブ年会費より高い場合、メンバーのアカウントにはクレジットが表示されるが、ザ・クラブ運営者は差額を返金する義務を負わない。

本規約に記載された前払い金の徴収において、ザ・クラブ運営者が管理費に関して協会に代わって金額を受領した場合、当該金額は、ザ・クラブ運営者と各協会との間の法的義務または合意に従って、該当する協会に送金されるものとする。

2.6.3 クラブ年会費の不払い メンバーは、支払期日時点でクラブ年会費を支払っていない場合、滞納とみなされ、メンバーシップの権利が停止されるとともに、延滞料を請求される可能性がある。滞納しているメンバーまたは停止されたメンバーは、メンバーが支払うべきその他の料金を含むクラブ年会費が完済され、かつ停止されたメンバーの場合は、定款に基づきザ・クラブ運営者が停止を解除するまで、予約申し込み、予約確認書の受領、クラブリゾート宿泊施設のチェックイン、その他の提携サービスの取得を行うことができない。特定の状況下では、クラブ年会費の支払いがない場合、ザ・クラブのメンバーシップが直ちに終了する場合がある。

2.6.4 チェックイン要件・追加料金 メンバー及びメンバーと別の部屋に宿泊するゲストは、チェックイン時に有効期限内の政府発行写真付き身分証明書を提示しなければならない。また、主要なクレジットカードと予約確認書(及びゲスト証明書)が必要となる。チェックインをし、身分証明書を提示した者は、当該リ

ゾートに宿泊していなければならない。リゾートによっては、宿泊中に発生する請求のために宿泊者のクレジットカード情報を保有する場合がある。ザ・クラブ運営者は、特定のクラブリゾートの訪問または特定のその他の提携サービスの利用においてメンバーが負担する追加料金について、メンバーの行為の結果としてまたはメンバーの特別な要請によって発生したのではない場合、事前に通知するよう最善の努力をする（長距離電話料金は、メンバーの行為による追加料金の一例であり、これについてザ・クラブ運営者は事前に連絡しない）。メンバーは、メンバーの利用期間中にクラブリゾートにおいてメンバーが要求したサービスが提供されるハウスキーピングサービスを超える場合、ハウスキーピング料金を請求される場合がある。

## 2.7 メンバーの貸し出し／非商用利用

2.7.1 メンバーは、予約した宿泊施設または予約したその他の提携サービスを定期的に貸し出すことを禁止されていない。但し、商用目的その他メンバーまたはメンバーの直系家族及びメンバーの個人的な面識のあるゲストの個人的な利用以外の目的での利用は禁止されている。本クラブ規約において、直系家族には、メンバーの父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹が含まれる。商業利用禁止規定に違反したメンバーは、予約が即時キャンセル（返金・クレジット不可）となる場合があり、ゲスト証明書発行の申請が拒否または制限されるほか、メンバーおよびゲストによる取引回数種類に制限を含むその他の製品サービスの利用停止または制限が適用され、ゲストのチェックインが拒否されることがある。AirBnB、VRBO、HomeAway、eBay、Craigslist、または類似のものを含み、これらに限定されない第三者交換サービス、トラベルホリデークラブ、またはザ・クラブと提携していない第三者のレンタルまたは交換サイトを通じて予約されたものは、ザ・クラブ運営者の単独の裁量により拒否される場合がある。

2.7.2 クラブリゾートの主要な開発会社（すなわち、Diamond Resorts のグループ会社）及びその他の提携サービスの提供者であるメンバーは、特にこの制限の適用を除外され、予約した宿泊施設及び予約したその他の提携サービスをプロモーション、貸し出し、またはその他の商用目的で利用する権利を有する。

2.7.3 2.5.1 及び 4 の制限に従うことを条件に、メンバーが確定した予約を得た後に宿泊施設またはその他の提携サービスを定期的に貸し出し、または他人に利用させることについて、ザ・クラブ運営者の事前の承認は不要である。但し、当該メンバーは、チェックイン日またはその他の提携サービスを最初に取得する指定日（場合に応じて）以前に、ゲスト、家族または賃借人の氏名をクラブ・リザーベーションズ、クラブリゾートのフロントまたはその他の提携サービスの提供者（場合に応じて）に通知する義務を負い、メンバーは、クラブリゾートにおいてまたはその他の提携サービスに関して発生した料金の不払いを含む当該関係者の作為または不作為について責任を負う。

## 2.8 外部交換

2.8.1 ザ・クラブ運営者は、メンバーに追加の交換サービスを提供するために、1 社または複数の外部交換会社を承認する権利を留保する。ザ・クラブ運営者の承認を得ずに外部交換会社を利用することは禁止されている。

2.8.2 メンバーは、該当するメンバーシップ関連文書に定める外部交換会社との契約期間と一致するザ・クラブのメンバーシップの各年度に、外部交換サービスの会員として自動的に登録されることがある。

2.8.3 外部交換会社の利用は、ザ・クラブ運営者に支払うべきクラブ年会費及びその他料金、ならびに外部交換会社に支払われる料金の支払いを条件とする。

2.8.4 外部交換会社の利用は、ザ・クラブ運営者と外部交換会社の間で随時合意される運営方針及び手続きに従うものとする。

**2.9 他のプログラムによる HGV クラブの宿泊施設の利用** 各プログラムを通じて HGV マックス特典に入会した HGV クラブ(ヒルトングランドバケーションズクラブ運営)、EE およびブルーグリーンバケーションクラブのメンバーは、チェックアウト日の 6 ヶ月前からクラブリゾートの宿泊施設を利用することができる。

### 第 3 条

#### 宿泊施設の占有及びその他の提携サービスの利用

3.1 **物件に関する規則及び法律の遵守** 宿泊施設の各宿泊者及びその他の提携サービスの各利用者は、常にクラブリゾートのすべての社内規則及び現地規制、その他の提携サービスの利用に適用されるすべての規則及び規制、ならびに宿泊施設またはその他の提携サービス(場合に応じて)の所在する、またはその他の提携サービスに適用される地方、市、郡及び州の管轄区域のすべての法律、法令及び規制の規定を遵守するものとする。

3.2 **利用制限** 各宿泊施設の利用及び占有ならびにその他の提携サービスの利用は、定款及び本クラブ規約の規定に厳格に従うものとする。メンバー及びそのゲストは、確定した滞在期間以外、クラブリゾート施設の特典またはサービスを利用することはできない。メンバーは、確定した予約を有するリゾートが設定した制限に従えない場合、リゾートに連絡し、特別な手配が可能であれば、これを依頼する責任を負う。但し、リゾートは特別な依頼に応じる義務はない。同じ宿泊施設で連続 29 泊以上の予約はできない。

3.3 **宿泊に関する制限** 各リゾートでは、特定の宿泊施設について宿泊に関する制限を設けている。部屋タイプごとの宿泊者数の推奨人数及び上限、チェックイン可能日、予約ごとの最低宿泊日数の制限に関する情報は、club.hiltongrandvacations.com で入手できる。宿泊に関する制限に従わない場合、追加料金が発生し、またはアクセスが拒否されることがある。

3.4 **客室の点検** すべての宿泊客と従業員の安全のために、スイート／ルームに「邪魔しないでください (Do not disturb)」の表示が 48 時間を超えて掲示されている場合、スイート／ルームに立ち入り、目視で点検を行うことができる。

3.5 **ハラスメントの禁止** ザ・クラブ運営者は、ハラスメントのない職場を強く支持している。メンバーが従業員または下請業者の従業員、代理人または代表者に対して口頭または書面による虐待的なコミュニケーションを行うことは容認されず、メンバーシップサービス特典の制限または停止につながる可能性がある。

3.6 **禁止取引** メンバーまたはゲストが:(1)米国財務省外国資産管理局が管理する「特別指定国民・凍結者」のリストに記載されている、(2)米国政府による禁輸措置または経済もしくは貿易制裁を受けている、(3)禁輸措置を受けている国の政府のために行動している、(4)または米国政府が課す経済もしくは貿易制裁を受けている国との取引に関与またはその他の形で従事している場合、直ちにメンバーシップの停止及び／または終了の対象となる。

ザ・クラブ運営者及びザ・クラブを通じて利用可能な各リゾートは、安全またはセキュリティ上のリスクがあると判断された者に対して、宿泊施設の利用を制限または禁止する権利を留保する。

3.7 **明け渡し／出発** 各宿泊施設は、該当する利用期間の満了時に、宿泊者によって明け渡され、宿泊者に帰属するすべての動産は撤去されるものとする。宿泊施設は、良好かつ清潔で衛生的な状態にしておか

なければならない。その他の提携サービスはそれぞれ、適切な場合、その利用者によってその利用期間の終了時に明け渡され、または返却されるものとし、その利用条件において要求される状態で明け渡され、及び／または返却されるものとする。各宿泊者／利用者は、宿泊者／利用者の宿泊施設からの出発、その他の提携サービスの返却／これから出発の報告、及び宿泊期間中に発生した料金の清算について、かかる手続に従うものとする。

3.8 破損の禁止 宿泊者は、宿泊施設、共用部分、その中の家具、備品、調度品またはその他の提携サービスの価値、魅力、または外観を低下させる可能性のある破損、妨害または行為をしてはならない。破損した場合は、その他料金として請求される。

3.9 変更の禁止 宿泊施設または共用部分または宿泊施設もしくはその他の共用部分の家具、備品、調度品もしくはその他の設備も、その他の提携サービスの一部または隣接するエリアも、変更または損傷しないものとする。破損した場合は、その他料金として請求される。

3.10 禁止行為 宿泊者は、宿泊施設内またはその他の提携サービスにおいて、いかなるときも、該当するクラブリゾートまたはその他の提携サービスを楽しむ合法的な権利を有するその他の者の迷惑または邪魔となるような行為もしくはその傾向がある行為をし、またはかかる行為させることを許可してはならず、また、ザ・クラブ運営者がザ・クラブのメンバーにふさわしくないと判断した行為をし、または保険契約に違反する、もしくは保険料の割り増しが必要となるような物質もしくは物を浪費し、または持ち込んで서는ならない。宿泊者は、公表された最大収容人数を超えない一時的な個人用別荘としての利用を除き、いかなる目的にも、宿泊施設を利用し、またはかかる利用を許可してはならないものとする。利用者は、その他の提携サービスにより明示的に許可または企図される利用を除き、その他の提携サービスを利用してはならないものとする。宿泊施設の宿泊者及びその他の提携サービスの利用者は、隣接するスペースの他の入居者または利用者に迷惑を及ぼす可能性のある目的、違法または不道德な目的、商用賃貸を含む営業、事業、専門的職業または製造の目的で、これらを利用してはならないものとする。また、メンバーは、ザ・クラブ運営者の明示的な許可なしに、ザ・クラブ、クラブリゾート、ザ・クラブ運営者、またはヒルトンブランドパケージングのグループ会社に関するコンテンツを含むウェブサイトを所有または管理してはならないものとする。

3.11 ペットの禁止 宿泊者／利用者は、動物、鳥、魚またはその他の家畜を宿泊施設またはその他の提携サービスにおいて飼ってはならない。但し、個々のクラブリゾート及びその他の提携サービスの規約に従った盲導犬などの視覚障がい者を補助する動物を除く。

3.12 追加の利用制限 宿泊施設及びその他の提携サービスについては、次の追加規則が適用されるものとする。

3.12.1 宿泊施設またはその他の提携サービスの窓は、備え付けのカーテン材または内窓を使用する以外に、暗くしたり、妨げたりしてはならないものとする。

3.12.2 明示的に許可された宿泊施設を除き、宿泊施設もしくはその他の提携サービスの外部または宿泊施設もしくはその他の提携サービスがある建物の外から見える位置に衣類その他の物品を吊り下げたり、露出させたりしてはならない。

3.12.3 宿泊者は、宿泊施設またはその他の提携サービスの窓またはバルコニーから汚物、ごみ、ぼろ布その他の有害物質を投げ捨てたり、宿泊施設またはその他の提携サービスの流し、浴槽、トイレその他の配管もしくは導管にこれらの物を投棄したりしてはならない。

3.12.4 宿泊者は、宿泊施設またはその他の提携サービスにおいて、楽器、声、ラジオ、テレビ、その他の手段を問わず、隣接するスペースの他の入居者の迷惑となるような音楽または歌唱を許可してはならず、特に午後 11 時から午前 9 時までの間またはリゾート管理会社もしくはその他の提携サービスの提供者が指定するその他の時間帯には、宿泊施設またはその他の提携サービスの外では聞こえないようにしなければならない。

3.12.5 宿泊者は、宿泊施設またはその他の提携サービスのための私道、通路、歩行者用通路または身体障がい者用アクセスポイントを妨害してはならず、また、宿泊者が利用する権利を有する宿泊施設またはその他の提携サービスへの出入り以外のいかなる目的にもこれらを使用してはならないものとする。

3.12.6 宿泊者は、宿泊施設もしくはその他の提携サービスまたはその付近において、引火性または爆発性の物質を貯蔵してはならない。

3.12.7 宿泊者は、標識、広告、バナー、旗などを掲げてはならない。

## 第 4 条

### ゲスト証明書

4.1 予約確認書は、確認書を受け取ったメンバーまたはアソシエイトのみが使用することができる。但し、ゲスト証明書の発行により、確認書の使用が他の者に与えられた場合は、その者はメンバーのライセンスとみなされ、その作為及び不作為に対してメンバーが引き続き責任を負うものとする。ゲスト証明書は、紙または電子形式のいずれでもよい。なお、メンバーが同一期間内に重複する日程で複数の部屋を確定させた場合、追加予約にゲスト証明書を追加する必要がある。

4.2 ゲスト証明書は、予約確認書を受け取ったメンバーまたは予約を申し込んでいるメンバーのみが請求することができる。ザ・クラブ運営者は、利用年度ごとにメンバー 1 名あたりのゲスト証明書の枚数を制限する権利を留保する。ハイシーズン、ピークシーズン、複数の期間にまたがる予約におけるゲスト証明書記載のゲストの変更は、各予約につき 1 回に限られる。

4.3 18 歳未満の個人は、ゲスト証明書を使用することができない。

4.4 ピークシーズン、特別イベント、複数の期間にまたがる予約をする場合、予約後 48 時間以内にゲストの氏名と連絡先情報が必要となる場合がある。チェックインの際、有効期限内の政府発行写真付き身分証明書と主要なクレジットカードの提示が必要となる。

4.5 各ゲスト証明書の発行手数料は、ザ・クラブ運営者が随時定める手数料水準に基づき請求される。

4.6 ゲスト証明書を請求するメンバーは、宿泊施設に滞在するそのゲストに生じた費用及び損害賠償の支払い、ならびに宿泊施設から紛失した物品の交換について責任を負うものとする。

4.7 ゲスト証明書の受領者は、予約確認書に指定された確定済みの宿泊施設タイプの宿泊者数の上限を超えない範囲で、追加の者を同行させることができる。

4.8 ゲスト証明書の使用には、ザ・クラブ運営者が適宜課す条件または制限が適用される。

4.9 上記のいずれかの条件に違反した場合、ザ・クラブ運営者は、メンバーのメンバーシップのステータスを終了し、発行されたゲスト証明書を取り消す権利を留保する。

## 第5条

### 雑則

- 5.1 在庫管理 ザ・クラブ運営者は、エクステンジ・プールの在庫を効果的に管理するために、以下を行うことができる。
- 5.1.1 ザ・クラブ運営者が便宜的または堅実であると判断した場合、最新の空室状況に応じたスペース及びその他の提携サービスに関する一部または全部のリゾートの提供で通常必要とされるポイントを割り引く。また、ザ・クラブ運営者が在庫利用率を高めると判断した場合、またはザ・クラブ運営者がエクステンジ・プール全体の運営に必要なまたは有益であると判断した場合、様々なポイント割引を提供する。
  - 5.1.2 利用期間の初日(またはクラブ運営会社が決定する最終日)に先立つ最後の45日間に、宿泊施設の利用可能な利用期間を確保し、その他の提携サービスを取得する。ザ・クラブ運営者は、合理的な判断において、メンバーはこれらの利用期間を利用しないまたは利用しない可能性があり、かかる利用年度においてメンバーに十分な宿泊施設があると判断した場合、各クラブリゾートの検査、プロモーション利用、貸し出し、またはザ・クラブ運営者が決定するその他の目的を含むがこれらに限定されない、自らの目的のために当該利用期間を確保することができる。ザ・クラブ運営者は、本規約に基づき使用する宿泊施設の占有及び利用について、一切の費用を負担しないものとする。
  - 5.1.3 メンバーがポイントをクラブリゾートの宿泊施設以外の特典またはサービス(クルーズ、ホテル宿泊など)に交換した場合、ザ・クラブ運営者は、メンバーがこれを利用した対価を第三者に支払わなければならない。そのため、ザ・クラブ運営者は、その単独の裁量により、当該第三者の特典及びサービスの費用を賄うために、クラブリゾートの宿泊施設を貸し出したりまたはその他の方法で利用することができる。
  - 5.1.4 ザ・クラブ運営者は、上記の宿泊施設の利用または貸し出しにおいて、過去の予約データを用いて、メンバーにより利用されないと予想される宿泊施設またはザ・クラブ運営者が収益化を必要とするその他の特典もしくはサービスのためにメンバーが利用すると予想される宿泊施設を予測し、物件の稼働率を最大化するためにメンバーに適用される予約期間の開始前にその宿泊施設を貸し出すことができる。
- 5.2 ザ・クラブ運営者の裁量 本クラブ規約、定款、またはその他のクラブ文書に基づくザ・クラブ運営者の行為は、その単独の裁量により行われるものとする。
- 5.3 規約の放棄 ザ・クラブ運営者は、ザ・クラブの実際の運営及び管理において、ザ・クラブ運営者が合理的と判断する範囲で、本クラブ規約の一部を免除または停止することができる。本クラブ規約の1つまたは複数は、特定のクラスのメンバーに適用されない場合があり、その詳細は、メンバーシップ関連文書または当該クラスのメンバーに関するその他の文書に記載されている。
- 5.4 税金及び手数料 場合によっては、提携クラブリゾートにチェックインする際、適用される地方、郡、州、またはその他の政府の命令に従って、滞在の条件として追加の税金、追加料金及び手数料を支払わなければならないことがある。これらの税金、追加料金及び手数料は、当該管轄法に従い、メンバーの責任において支払うものとする。

- 5.5 素材の使用制限 ザ・クラブの名称、ロゴ、商標、サービスマーク、トレードドレス及び商号は、すべてザ・クラブ運営者に帰属し、いかなる目的であれ、ザ・クラブ運営者の事前の書面による明示的な同意なく使用することはできない。hiltongrandvacations.comに掲載されているコンテンツ及び画像は、すべて著作権で保護された財産である。これらのサイトまたはザ・クラブ運営者もしくはその関連会社が所有するウェブサイトからの資料は、いかなる方法においても複写、複製、再発行、アップロード、掲示、送信または配布することはできない。このような素材の使用は禁止されている。
- 5.6 従業員メンバー ザ・クラブ運営者またはその関連会社の従業員でもあるメンバーは、両方の規則に拘束される。従業員は、メンバーシップの特権及び特典のために内部システムに直接アクセスすることが禁止されており、メンバーシップアカウントに関するすべての目的について、ザ・クラブに電話するか、hiltongrandvacations.comを利用する必要がある。
- 5.7 割引 メンバーは、ザ・クラブ運営者、その関連会社または第三者が随時提供する商品またはサービスの割引を受けることができる。提供される割引及び利用制限または条件は、メンバーシップのレベルもしくはステータス、提供日またはその他の要因によって異なる場合がある。割引は予告なく変更、中止、または中断されることがある。
- 5.8 第三者サービス ザ・クラブを通じて利用可能な特定のサービス及び特典(クルーズサービス及びホテル宿泊施設を含むがこれらに限定されない)は、ザ・クラブ運営者の管理外の第三者が運営、所有、管理、及び/またはマーケティングを行う場合がある。これらの特典及びサービスは、ザ・クラブ及びその関連会社とは別個のものであり、別個の利用規約が適用される。ザ・クラブ運営者は、これらの第三者のサービス及び特典をいつでも停止、変更または終了させることができる。ザ・クラブを通じて提供される、または利用可能な第三者のサービスまたは商品の変更または中止について、ザ・クラブ運営者は責任を負わず、法的責任を負うものではない。クラブ運営会社は、メンバーに関する個人情報に当該第三者と共有することにより、当該第三者がメンバーまたはクラブ運営会社もしくはその関連会社にサービス、商品及び特典を提供することができる。ザ・クラブまたはザ・クラブ運営者のプライバシーポリシーの詳細については、hiltongrandvacations.com /privacy-policyをご参照ください。
- 5.9 法的責任の不存在 ザ・クラブ運営者及びその関連会社(役員、取締役、従業員及び代理人を含む)は、メンバー、リゾート、ザ・クラブの作為もしくは不作為の結果、またはその他、メンバーが利用できる第三者のサービスもしくは特典を含むザ・クラブのメンバーシップを通じて利用できる特典もしくはサービスの使用または不使用に関連して発生した、死亡を含むいかなる損失、傷害または損害について、メンバーまたはそのゲストに対して一切の法的責任を負わないものとする。法的責任は、特定のサービスまたは特典に対して支払われた料金(もしあれば)を上限とする。ザ・クラブ運営者は、メンバーがポイントを有益に使用できなかったこと、または特定の予約を受けることができなかったことについて、一切法的責任または責任を負わない。

## 別紙 3

### 主要運営統計書

※主要運営統計書（Statement of Key Operating Statistics）については英語版原本をご参照ください。